

製品及びサービス条件

本製品及びサービス条件は、当社の全製品に適用される Clarivate 規約を補足するものであり、当社のプラットフォームやウェブサイトを通じてアクセスされる特定の製品、又は注文書、作業明細書、その他の注文書類（総称して「注文書」といいます）に記載されている特定の製品に適用されます。以下に記載のない製品の注文を行った場合又はアクセスを行っている場合、お客様の注文に本製品及びサービス条件は適用されません。「当社」及び「Clarivate」とは、注文書に記載される Clarivate の企業体をいい、「お客様」とは、注文書に記載されるお客様の企業体をいいます。本製品及びサービス条件に定義のない用語は、Clarivate 規約で定義されている意味を有します。

目次

Analytics Data Hub	2
Author Connect	3
CBDD+ Consortia	3
Citation Connection	4
Clarivate Patient Data Intelligence.....	4
CMR Programs	5
CompuMark	5
Converis	7
Cortellis Supply Chain Network	7
Cortellis API	8
Cortellis MetaBase & MiniBase Data/API Products	9
Derwent Innovation API and Data Feeds	10
Derwent Innovation	11
Derwent Research.....	11
Decision Resources Group	12
Dialog	13
Drug Safety Triager	13
EndNote	13
EndNote Click.....	14
FoundationIP	14
Free Trials.....	15
Hosted Memotech	15
InCites	15
IncoPat-Professional Version (incoPat-Pro).....	17
Innography.....	19
Innovative Products	19

Intellectual Property (IP) Data API	20
IPfolio	22
IP Maintenance Services	23
IP Payment Services	26
Knowledge Processing Partners.....	28
Law Update Service.....	29
Literature Review & Search Strategy Management	31
MarkMonitor.....	31
Metacore with Genomic Analysis Tool	35
Metaminer Consortium	35
OFF-X.....	36
Patient Connect	37
ProQuest Dissertations & Theses: Custom Data Sets.....	38
Proquest Platform & Ebooks.....	38
Publons.....	42
ScholarOne.....	43
ScholarOne Web Services APIs	44
Trademark.com.....	45
Unycom	45
Web of Science APIs.....	50
Web of Science : Custom Data Sets.....	59
Web of Science : Perpetually Licensed Information	59
Web of Science : Reviewer Recognition	60

Analytics Data Hub

1. データセット及びツールキットライセンス お客様は契約期間中、常に Clarivate 規約に従うことを前提として、注文書に記載のデータ（「データセット」といいます）にアクセスする権利を有します。お客様は非営利の社内業務目的で使用する場合に限り、当社が提供する各種分析ツール（それぞれ「ツールキット」といいます）を以下の用途に使用する権利を有します。(i) データセット上で数値分析や統計分析を行うこと、(ii) データセットを分析してパターンを抽出するためのコードを開発すること（ツールキットにそのような機能が存在する場合）。

2. 制約事項 お客様は、通常の業務で作成される報告書やその他の文書からツールキットを用いて導き出した結果や分析事項について、制限付きの抜粋を付随的なサンプルとして、又は説明や実証を目的として共有することができます。お客様はツールキットを用いてデータセット上で分析クエリを実行することができますが、データセットから何らかのデータを直接抽出することは禁止されています。ツールキットを使

用してのアクセスなど、データセットにセキュリティ保護を回避してアクセスすることや、アクセスを試みることはできません。ツールキット内で作成したモデルやアルゴリズム、その他のプログラミングは、そのツールキット内で保持せねばならず、これらは契約の解約時に、お客様又は当社によって削除されます。

3. お客様コンテンツ. お客様は、ご自身のコンテンツを当社のデータを用いて分析する目的で、当社がホストするプラットフォームにお客様コンテンツをアップロードすることができます。ただし、この機能はお客様の便宜を図ることのみを目的とするものです。当社がホストするプラットフォームをストレージ環境として使用してはならず、コンテンツのアップロードはお客様の責任において行うものとします。お客様は、当該プラットフォームにご自身でアップロードするコンテンツについて、以下を表明し保証します。

(a) 製品に関係するものであること、(b) 他者の著作権、商標、その他の所有権を一切侵害しないこと、(c) ウイルスその他の有害なコンポーネントを含んでいないこと、(d) いかなる負担も生じさせず、該当する地域、州、連邦の適用法規制や国際法規制に違反しないこと。Clarivate は、お客様コンテンツの保護、確保、バックアップについて、あらゆる責任を否認します。お客様は、当社がホストするプラットフォームにご自身でアップロードしたコンテンツに関連して何らかの苦情が申し立てられた場合、当社、当社の関係会社及び第三者プロバイダーに対して補償を行い、これらの者に損害を与えないものとします。

Author Connect

1. ライセンス 当社がお客様に著者情報を提供するにあたり、お客様は、注文書に記載された目的に限って当該情報を使用できるものとします。また、お客様は、当該情報に関する全ての権利が当社に帰属することに同意するものとします。お客様が当社との関係無しに著者情報を入手した場合 (そのような場合はその情報がどのように処理されるかについて自ら全責任を負うものとします) を除いて、お客様は著者に連絡してはならず、いかなる第三者にも著者情報を提供してはなりません。

2. サービスプロバイダー お客様は、当社のサービスを利用して行うマーケティング活動のテストや展開を行うにあたり、指定のサービスビューローを使用することに、同意するものとします。

3. 補償 マーケティング目的で e メールを送付することに対する著者の同意を当社が確保できなかったことに起因又は関連して生じた第三者からの請求を受けてお客様が損害を被った場合、当社はお客様を補償するものとします。この補償に起因又は関連する当社の賠償合計額は、その請求が提起された日の時点で契約期間中にお客様が支払った料金の総額を超えないものとします。

CBDD+ Consortia

1. 定義 (a) お客様の「関係会社」とは、発行済株式ないし議決権株式の50%超が、直接、間接を問わず、お客様と共通の支配下にある関係会社をいいます。注文書の日付の後にお客様の関係会社になった会社、及びお客様の関係会社ではなくなった会社は、当社の事前の書面による承認がない限り、ライセンス対象とはなりません。(b) 「成果物」とは、関係するプロジェクトで定められたコード、フレームワーク、データセット、その他の納品物をいいます。(c) 「プロジェクト」とは、コンソーシアのメンバー(「メンバー」といいます)による協業であり、成果物の作成につながるものをいいます。

2. 成果物 (a) 当社は、プロジェクトプランで定められたプロジェクト予定表に従って成果物をリリースします。リリース後、お客様及びお客様の関係会社は、お客様がコンソーシアのメンバーである限り、それぞれの社内業務目的(医薬品や診断薬の研究開発を含みます)で成果物を使用することができます。(b) その時点におけるメンバーは、コンソーシアが継続している期間中、成果物についての独占的権利を持つものとします。コンソーシア終了後、Clarivate は、コンソーシアから生じたデータ、成果物、又はその他の開発成果を自由に配布することができます。(c) 2(b)項に関わらず、独占的権利を得ている期間中、当社は、(i) デモンストレーション目的で非メンバーと共に、又は、(ii) 社内業務目的で自由に、成果

物を使用することができ、サービスや納品物を Clarivate の他の顧客に提供することもできます。ただし、当社が成果物を開示しないことを条件とします。

3. プロジェクト委員会 (a) 各メンバーは、自身の代理人となり、議決権を行使する研究者をプロジェクト委員会に任命します。プロジェクト委員会は、プロジェクトの全体的な方向性を提示し、当社又は当社が雇用した者に、可能な限りプロジェクトプランに沿ってプロジェクトを日常的に管理する権限を与えます。(b) 下記3(c)項に従い、プロジェクト委員会は無記名投票の多数決によって運営されます。各メンバーは、プロジェクトにおける義務を遅滞なく履行していることを条件に、全ての決定において1回の投票を行う権利が与えられます。(c) プロジェクト委員会は、Clarivateと連携して、作業計画と正式なマイルストーン(「プロジェクトプラン」といいます)を定期的に策定し採択します。プロジェクトプランは、議決権を持つメンバーの3分の2以上の同意をもっていつでも変更できます。

4. メンバーシップ (a) コンソーシアに加入するため、各メンバーは、入会金を支払わなければなりません。これにより、各メンバーは、コンソーシアでそれ以前に開発された成果物へのアクセス及び特定の数理生物学アルゴリズムに対する永久ライセンスを得ると同時に、それらを医薬品及び診断薬の研究開発を含む自己及び自己の関係会社の社内業務目的のために使用することができるようになります。(b) コンソーシア加入後、お客様は、成果物へのアクセスと議決権を維持するために、年会費を支払わなければなりません。お客様がコンソーシアを退会した場合、退会から再加入するまでの期間の未払い年会費と次年度の年会費を支払うことで、メンバーシップを再度有効にすることができます。

5. 期間及び終了 (a) お客様のメンバーシップは、現期間が終了する 30 日前までに更新を希望しない旨を書面で通知しない限り、自動更新により 12 か月延長されます。(b) コンソーシアのメンバーシップが終了した場合、成果物にアクセスしこれを使用するお客様の権利は終了するものとします。また、メンバーシップ終了以前に開発された成果物の永久ライセンス購入に両当事者が注文書で合意していない限り、お客様は、お客様及びお客様の関係会社が保管している成果物を全て削除しなければなりません。お客様は、永久ライセンスを購入した成果物については本合意に従い保持することができますが、お客様が本合意に違反した場合、お客様の永久ライセンスは当社によって取り消されるものとします。(c) 当社は、コンソーシアを維持するための十分な資金がないと当社の裁量で判断した場合、プロジェクトを中断又は終了することができます。その場合、その時点で有効なメンバーは、プロジェクト終了に先立って受領した成果物を保持することができます。

6. 所有権 当社が単独で、又はメンバーや第三者と共同で、プロジェクトに基づき開発した全ての作業成果物(成果物を含みます)は、当社が独占的に所有する資産です。お客様は、お客様が当該作業成果物に対して持つ現在及び将来の全ての権利を当社に譲渡するものとし、当該作業成果物についての著作権人格権放棄し、お客様のユーザーにも放棄させるものとします。

Citation Connection

1. ライセンス お客様が Citation Connection にアクセスするためには、Web of Science SCIE 及び SSCI 両方の有効なライセンスをお持ち頂く必要があります。お客様が当該ライセンスを維持しなかった場合、当社は、お客様のアクセスを終了することができます。

Clarivate Patient Data Intelligence

1. 制限 お客様は、Clarivate Patient Data Intelligence 製品(「本製品」といいます)のデータについて、以下に同意するものとします。(i) 当社の書面による事前の同意なしに、当該データを複製、販売、賃貸、リース、転送、又はいかなる者への開示もしないこと。ただし、当社による同意は、不当に留保されな

いものとします。(ii) いかなる状況においても、薬局若しくは処方箋作成者、又は薬局若しくは処方箋作成者により雇用された者と、直接又は間接に、当該データの共有や当該データについての議論をしないこと。(iii) 当社の書面による事前の同意なしに、EU 又は英国の域外で、当該データを保管、アクセス又は使用しないこと。(iv) 患者個人、個人の親族若しくは世帯員、薬局若しくは病院運営者、又はデータソースを特定するために、本製品を使用しないこと。(v) 当該データについて、適用法に違反した又はオリジナルデータソースの再特定や特定につながるようなリエンジニアリング、リバースエンジニアリング、マッシュアップ、リンク付け、使用、又は他のデータとの結合を行わないこと。(vi) 臨床試験に参加するサイト、医師、患者、又はその他の個人の特定や選択のために当該データを使用しないこと。(vii) 広告、販促、若しくは広報目的での当該データの公開、引用、作成若しくは複製を行わないこと。また、何らかのデータ検索システムでの当該データの複製や保存を行わないこと。

2. 義務 お客様は、(i) 本製品内のデータの秘密性を確保するために、業界基準及びベストプラクティスに沿った合理的かつ適切な技術的、物理的、及び管理上の保護手段を実装し、使用し、実施するものとし、(ii) 製品内のデータが、適用法に従って匿名化されたままであることを保証するものとします。

CMR Programs

1. プロフェッショナルサービス 本プログラムはプロフェッショナルサービスです。お客様は、当社が本プログラムの提供にあたって合理的に依頼した期間と形式に従い、正確かつ完全な情報を提供します。納品物の納品方法とマイルストーン日程は、お客様の注文書に記載されています。当社は、マイルストーン日程後の合理的な期間内に、お客様に納品物を提供します。オンラインによる納品の場合、お客様に URL とログイン情報を提供しますが、これらの情報はお客様から許可を得た従業員のみが使用することができます。納品物は納品をもって受諾されたものとみなされます。

2. 知的財産権 (a) **お客様データ** 当社にお客様から提供されるお客様データは、提供時の形式でお客様に所有権が帰属します。お客様は、お客様の注文書に記載されたプログラムに必要な場合に限り、当該データを使用（当社が作成し所有するデータに当該データを匿名化して組み込むことを含みます）できる恒久的ライセンスを当社に付与します。(b) **当社データ** お客様は、(i) 医療診断や治療を目的として当社データを使用することはできず、また (ii) 担保性質を有する取引可能証券として使用されるインデックスを作るために当社データを使用することはできません。(c) **当社による使用** 当社は、本プログラム内で生成したデータをいずれかの参加者に最初に配布した日から少なくとも 12 か月間は、それをプログラム参加者以外に公開しません。12 か月経過後、当社はデータを自由に配布することができます。(d) **お客様による使用** お客様は、当社が本プログラム内で作成又は提供したデータを受領した日から少なくとも 12 か月間、その公開や配布をしてはなりません。12 か月経過後、お客様は、独立した商業的価値を有さず、当社、当社の関係会社又は第三者プロバイダーが提供するサービス（又は当該サービスの本質的な部分）の代替として使用できない程度の限られた抽出データを単発的に配布することができます。お客様はまた、当社データを、i) お客様の調査を行っている政府当局や規制当局に具体的に要求された場合、また、ii) お客様の代理を務める者に対し、お客様に助言するのに必要な範囲で、かかる代理人が Clarivate の競合者でなく、守秘義務を負っていることを条件として、配布することもできます。上記の場合を除き、お客様は、当社からの書面による事前の同意なしに、データを公開することはできません。(e) **出典** 前述の目的のために合理的に必要な場合、お客様は、自らの業務において当社データの引用や抜粋をすることができます。ただし、その場合、データの出典として CMR を適切に引用し、著作者表示を行うことが条件となります。

3. プライバシー お客様は、個人データを含むいかなるデータも当社に提供してはなりません。

4. 終了 お客様は、(i) 当社が、本プログラムの存続に書面で同意し、(ii) 期間の終了までに支払うべき全ての費用を当社に支払うことにより、期間の終了前に本プログラムから退出することができます。

CompuMark

CompuMark の全製品及びサービス

1. ライセンス お客様が弁護士又は法律事務所である場合、社内業務目的には、お客様の顧客の利益のために CompuMark の製品及びサービスを使用することが含まれます。お客様の違反によりサービスが終了した場合を除き、お客様は、契約期間中に SAEGIS、SERION、CompuMark API、TM go365、Naming、TrademarkVision から得た検索結果を、本合意に従って保存し使用し続けることができます。

2. 料金 当社の従量制料金は、お客様の法域に適用される製品、レート又は料金表に記載されており、時宜変更される可能性があります。お客様は、お客様、お客様の関係会社、代理人、及び代表者により生じた全ての料金について責任を負うものとします。

3. 製品及びサービスカテゴリー 参照時の便宜上、CompuMark の製品及びサービスは、以下の通り分類されます。 **(a) 情報サービス** : SAEGIS、SERION、CompuMark API、TM go365、Naming、TrademarkVision を通して提供されたデータやコンテンツ **(b) プロフェッショナルサービス** : オフラインサーチ (例：フルサーチ/使用可能性サーチ、ウォッチングサービス、社名サーチ、著作権サーチ、及びカスタムソリューション)

4. 法的サービス性の否定 当社は法律事務所ではなく、いかなる種類の法的サービスも提供するものではありません。お客様は自らの責任において弁護士を雇用し、その弁護士との雇用条件を理解するものとします。お客様は、自らが選定した法律顧問と独自の契約を締結するものとします。

5. 法律顧問 お客様の要求により、適用法により許可される範囲において、当社はお客様の状況から必要と思われる国内外の法域における現地の法律顧問を紹介することができます。

(a) 推薦の否定 当社は、いかなる法律顧問の職務活動の成果についても推薦又は保証するものではなく、お客様の法律顧問により提供されたサービス又はお客様の法律顧問に関連するサービスについて責任を負うものではありません。 **(b) 利益相反** 当社は法律事務所ではなく、当社のお客様に関する利益相反の確認を引き受けることはありません。お客様が雇用する法律顧問は、利益相反についての確認を行うことができます。利益相反がある場合、お客様は、当該法域において別の法律顧問を雇用しなければならない可能性があります。 **(c) 法律顧問の使用** 法的意見、リスクアセスメント、商標出願、ドメインリカバリーサービスなど、法律顧問からの見解が必要となる可能性があるサービスを当社に注文することにより、 **(i)** お客様は、当社とお客様の法律顧問が連絡を取り、関連する秘密情報を共有することを許可するものとみなされ、 **(ii)** お客様が弁護士・依頼者間の秘匿特権を維持する責任を負うことから、これらのサービスから生じる質問については、お客様は、当社が不在のなかでお客様の法律顧問と協議する必要がある、 **(iii)** 当社とお客様の法律顧問の間のコミュニケーションには弁護士・依頼者間の秘匿特権が及ばないものとします。また、 **(iv)** 当社は、法務当局や規制機関より要請された場合、お客様とお客様の法律顧問の間の秘匿特権により保護される可能性のある情報を開示することがあり、 **(v)** お客様の法律顧問から受けるサービスには、お客様が法律顧問を雇用する条件が適用されます。

6. 準拠法及び裁判管轄 注文書に別段の定めがある場合を除き、イングランド及びウェールズの法律に準拠し、イングランド及びウェールズの裁判管轄権に服するものとします。

Watch Subscription

1. Watch サブスクリプション Status Watch を例外として、また注文書に別段の定めがない限り、Watch サブスクリプションは、本合意に基づいて早期に終了しない限り、初期契約期間中有効であるものとし、詳細は請求書に記載されます。初期契約期間後、サブスクリプションは、12 か月間自動更新されるものとし、ただし、お客様又は CompuMark のいずれかの当事者が更新を希望しない場合は、その時点で有効な期間の終了より少なくとも 30 日前の書面による通知を他方当事者に送付しなければなりません。注：年間 Watch サブスクリプションが、月の 1 日から 10 日の間に開始した場合、当該月の月初からの請求書が発行され、月の 11 日以降に開始した場合、翌月の月初からの請求書が発行されます。

2. 料金の変更 両当事者が署名した書面による契約書で更新期間の料金が定められている場合を除き、CompuMark は、更新期間に支払われる料金を値上げする権利を留保します。ただし、CompuMark が、その時点で有効な更新期間が終了する 45 日以上前までに、(請求書又は書簡により) かかる値上げについてお客様に通知することを条件とします。

Trademark Clearinghouse サービス

1. 権限 当社及び Trademark Clearinghouse (TMCH) は、お客様が提出した商標の記録やその他の資料を、当該商標の記録が失効するか終了するまで、TMCH サービス（詳細は <http://www.trademark-clearinghouse.com/> に記載されています）に必要な範囲で、お客様に代わって使用することができます。

2. 譲渡禁止 当社は、お客様の商標記録を、お客様の事前の書面による承認なしに、他の商標代理人又は第三者に譲渡することはありません。

3. 商標権者 お客様が商標権者ではない場合、お客様は当社に対し、商標権者に関する文書を当社に提出する前に、各権利者が署名した TMCH サービス承認書を当社に提出するものとします。

Converis

1. ライセンス お客様は、適用法 (個人データの保護に関する法律を含みます) を遵守している限り、自身の教職員、スタッフ及び学生、並びに提携研究者に関するコンテンツをアップロードすることができます。個人データや個人の業務、教授活動及び研究活動に関する情報をお客様コンテンツに含むことができ、(i) お客様の内部システム及びリポジトリ、(ii) 当社が独占的に所有するデータソース、又は、(iii) 一般に入手可能なデータソースから抽出することが可能です。お客様の各ユーザーは、そのユーザー自身に関するコンテンツや、他者に関するものでも許可を得ているコンテンツを提供することができます。

2. コンテンツのアップロード お客様は、随時適用される当社の標準ポリシー、フォーマット及び仕様に従って、コンテンツをアップロードしなければなりません。

3. 当社による使用 当社は、当社のソフトウェアやその他の製品やサービスに組み入れる派生物及びメトリクスを作成するために、お客様が許可したコンテンツ又は公開物である旨が記されたコンテンツを使用することができます。

4. データのエクスポート お客様は、契約の終了日までに、当社がホストするソフトウェアから自身のコンテンツをエクスポートする責任を負うものとします。

Cortellis Supply Chain Network

1. サービス Cortellis Supply Chain Network は、原薬、医薬品又は医薬品関連サービスの世界的な販売及び供給のためのパートナーの構築及びトラッキングを行う目的にのみ、使用することができます。お客様が Cortellis Generics Intelligence (「CGI」) の有効なライセンスを保持している場合、Cortellis Supply Chain Network を通して CGI から追加データにアクセスすることができます。お客様の当該データの使用は、お客様の CGI ライセンスに基づくものとします。

2. アカウント情報 アカウントのセットアップにあたり、お客様は、会社及び製品の性能についての情報を提供しなければならず、また、Clarivate は、セットアップ時にこれらの情報を検証します。Cortellis

Supply Chain Network の他のユーザーも、アカウント情報を入手することができます。また Clarivate は、当社の他の製品において、お客様の会社情報の確認や改善を行うためにアカウント情報を使用することができます。お客様は、アカウント情報及び会社情報を最新で正確な状態に保つ責任を負うものとします。当社は、情報が不正確であると合理的に判断した場合、その情報を削除することができます。

3. RFP データ 見積りの取得や受領を行うために RFP ワークフローツールが使用された場合、Clarivate が自己の正当な業務目的のために、RFP ワークフローツールに入力されたデータを収集し、使用できることを、お客様は了解し、同意するものとします。ただし、それらのデータは、買主か売主かを識別できないよう集積されているものとします。Clarivate によるデータの収集や集積を望まない場合、お客様は RFP ワークフロー機能を使用することができません。

4. e メールによる通信 Cortellis Supply Chain Network の e メール機能を使用される場合、お客様は、<https://www.twilio.com/legal/aup> に掲載されている Twilio Acceptable Use Policy (Twilio によって随時更新されます) を遵守しなければなりません。

5. 責任の排除 Clarivate は、Cortellis Supply Chain Network プラットフォーム上の買主又は売主についてのいかなる承認もプロモーションも行っており、サイト上 (検証済と表示されたアカウントであっても) で入手可能な会社情報又はアカウント情報についても責任を負いません。Clarivate はプラットフォームを提供しますが、自らが原薬、医薬製品又は医薬品関連サービスの購入や販売を行うことはなく、これらの品質、安全性、さらには適法性についていかなる保証も行いません。お客様は、何らかの販売又は購入を行う前にお客様自身によるデューデリジェンスを実施し、お客様が選定したパートナーとの間に適切な法的契約を締結する必要があります。販売又は購入に関するあらゆる法的クレームは、その対象となるアイテムの売主又は買主に対して申し立てなければなりません。お客様は、お客様が行った、又はプラットフォームの使用により促進されたあらゆる販売、購入、若しくは交流に関する全てのクレームから Clarivate を補償し、防御し、免責しなければならないものとし、当該クレームから Clarivate を解放する又は解放を求めねばならないものとします。本条項は、本合意、該当するデータ又は情報サービスの終了又は満了後も存続するものとします。

Cortellis API

1. 標準 API ライセンス (a) サービス 本標準 API ライセンスに基づき API を通じて提供されるサービスは、本合意に規定する使用権及び使用制限に従って使用するものとします。 (b) ライセンス お客様は、データを抽出、保持、表示及び使用するため、或いは社内業務目的で数値解析や統計解析を行い、注文書に記載されたお客様社内のエンドユーザー数のレポートを作成する目的にのみ、API を使用して当社のサービスへアクセスすることができます。分析の結果は、本合意において明確に許可されている場合を除き、手段の如何を問わず、いかなる者に対しても開示することはできません。 (c) 制限 API の使用は、API の認可ユーザーに対して毎分 3,000 コールに制限されています。データを無制限にダウンロードすることは禁じられています。お客様が第三者と API アクセスを共有するためには、当社に通知し、当社から承認を得なければなりません。また、当該第三者は、API にアクセスするために、当社と直接契約を締結することを求められる場合があります。本合意で明示的に認められる範囲を除き、サービス又は派生物のいかなる部分も第三者に配布、サブライセンスその他の形で開示してはなりません。契約期間内にエンドユーザー数が増加する場合、お客様は、その時点での残存期間に対する使用を当社に通知し、そのアクセスに応じた価格の見直しを受け入れるものとします。 (d) 報告 お客様は、API や基盤となるデータにアクセスするユーザー数が増える場合、又は現行の API ライセンスの範囲外で API を使用する場合、当社に報告しなければなりません。 (e) 使用 お客様は、当社データを自動ダウンロード、テキストマイニング、又はインデックス作成することはできません。使用者数 (直接又は間接的に API から個々にデータにアクセスした数と定義されます) の増加又は使用変更の報告に従い、追加料金が生じることがあります。ライセンスの権利は、サービス期間の終了時まで継続します。 (f) 第三者アプリケーション お客様は、許可された第三者プラットフォーム上でのみ Cortellis API を使用することができます。許可されたプラットフォームのリストは、当社に依頼することにより入手可能です。なお当該リストは時宜変更されます。 (g) 終了の

効果 当社とお客様の間で別途合意されていない限り、本合意の終了をもって、お客様の使用権は直ちに終了します。お客様は、API を通じて提供された当社データを含む Clarivate の全ての所有物を返却又は破棄し、また要請があればこれを書面で確認しなければなりません。「エンドユーザー」とは、ディスプレイやレポートによりデータやデータに基づいたアウトプットを閲覧する者、又は数値解析や統計解析を実行したりレポートを作成したりするためにデータを使用する者と定義されます。

2. アドバンス API ライセンス (a) ライセンス 本アドバンス API ライセンスに基づき API を通じて提供されるサービスの使用は、標準 API ライセンスに従うものとします。ただし、API を通じて提供されるサービスに由来するデータ要素については、お客様は、社内業務目的のために、データを無制限にダウンロードし、テキストマイニングやデータマイニングをすることができます。

Cortellis MetaBase & MiniBase Data/API Products

1. データベースのライセンス お客様は、契約期間中、非商用の社内業務目的に限り、(i) ライセンスを受けたコンテンツ(「データセット」といいます)の数的解析や統計解析を実施すること、(ii) ツールキットや解析ソフトウェア(本文中の定義に従います)と併せて使用するためにデータセットの一部をダウンロードすること、(iii) データセットからパターンを抽出するためのコードを開発すること、そして、(iv) 上述の解析に基づく派生データベースを作成することができます。「解析ソフトウェア」とは、(a) 事前に承認を受けた第三者ソフトウェア、又は (b) お客様のファイアウォールで保護されている専用ツールや第三者ツールを意味します。解析ソフトウェアにアクセスできるのはお客様の許可されたユーザーのみで、その他の者がアクセスすることはできません。

2. 制限 お客様は、カスタムデータセットやデータセットを使用して作成された派生物のいかなる部分も配布、サブライセンス、又は公開することはできません。注文書に記載がある場合、お客様は指定されたプロジェクトのみで、データセットや派生データベースを使用することができます。お客様は、注文書で許可されているユーザー、場所、及びその他の許諾事項を逸脱する使用上の変更がある場合、当社に知らせなければなりません。その変更の結果、お客様が使用を継続するために料金が増額される場合があります。

3. 所有権 データセットや派生物に係る全ての知的財産権は、当社の所有物です。当社データを使用する際は必ず、次の表示をしなければいけません。「ここに含まれる特定のデータは、Clarivate Analytics の© [特定の製品名] (日付) に由来しています。無断転載・使用を禁じます。Clarivate Analytics の書面による事前の同意なく、この資料の全部又は一部を複製又は再配布することはできません。」

4. アクセス お客様の注文書では、データセットのホストがお客様か Clarivate のいずれかであると明記されます。Clarivate がデータセットをホストする場合、Clarivate はお客様の契約期間中、データセットへのアクセスをお客様に提供します。お客様がデータセットをホストする場合、Clarivate は契約期間中、お客様がデータセットをダウンロードしホストできるようにします。データセットはお客様のファイアウォールで保護しなければならず、お客様の従業員のみがアクセスできるようにしなければなりません。当社がお客様に対し API を使用可能にする場合、お客様による API へのアクセスは、Clarivate 規約の API ライセンス条件にも従うことになります。お客様は、API へのアクセスを第三者と共有する場合も当社に通知したうえで承認を得なければならず、かかる第三者は、データセットにアクセスするために当社と直接契約を締結するよう求められる場合があります。

5. お客様コンテンツ Clarivate がデータセットをホストする場合、お客様は、限定的な量の非 Clarivate データ(「お客様コンテンツ」といいます)を、ホストされたプラットフォームへアップロードすることができます。ただし、この機能はお客様の便宜のためにのみ提供されるものです。製品をストレージとして使用してはならず、お客様がアップロードする全てのお客様コンテンツの責任はお客様が負うものとします。Clarivate は、データセットを定期的に更新することができ、その結果としてお客様コンテンツが削除される可能性があります。お客様は、ご自身がアップロード又はその他の方法で共有した全てのお客様コンテンツの使用権を有していることを表明し、保証するものとします。お客様は、以下に該当するお客様コンテンツをアップロードしないことに同意します。(a) 製品と無関係なもの、(b) 何者かの著作権、商標権、又はその他の所有権を侵害しているもの、(c) 個人データを含むもの、(d) ウィルスやその他の有害コ

ンポーネントを含むもの、(e) 何らかの法的責任を生じさせたり適用法を侵害するもの。Clarivate は、お客様コンテンツの保護、セキュリティ確保、又はバックアップに関する一切の責任を否認します。お客様は、お客様がプラットフォームにアップロードしたお客様コンテンツに起因又は関連して生じた請求から、当社、当社の関係会社、及び当社の第三者プロバイダーを補償し、免責するものとします。この補償義務は、本合意、適用されるデータ又は情報サービスの終了又は満了後も存続します。

6. 終了の効果 データセット及び処理データは全て、お客様の使用権が終了時点で削除されなければならず、お客様は当社が要請した場合、それらを削除した旨を証明しなければなりません。

7. ツールキット お客様のサブスクリプションには、当社データの解析に利用可能な解析ツール (それぞれを「ツールキット」といいます) へのアクセス権が含まれる場合があります。一部のツールキットは、オープンソースソフトウェアを使用して作成されています。お客様は、フリーソフトウェア財団が公開している GNU 一般公衆利用許諾契約書 (現在、次の URL より入手できます: <https://www.gnu.org/licenses/copyleft-licenses.html>) の条件に従って、オープンソースツールキットを再配布したり、修正したりすることができます。これらのツールキットは、有用であることを期待して配布されるものですが、一切の保証を伴わず、商品性や特定目的への適合性に関する黙示の保証も伴わず、「現状有姿」で配布されます。詳細については、GNU 一般公衆利用許諾契約書を参照してください。

Derwent Innovation API and Data Feeds

1. サービス Clarivate はお客様に対し、注文書に定める API やデータフィードを介して、ライセンスされたデータを使用可能とします。データはファイアウォールで保護しなければならず、お客様のユーザーのみがアクセスできるようにしなければなりません。当社がお客様に対し API を使用可能にする場合、お客様による API へのアクセスは、Clarivate 規約の API ライセンス条件にも従うことになります。当社がデータフィードを介してデータを配信する場合、お客様は、お客様データストアへデータを適宜ロードしメンテナンスすることについての責任を負うものとします。お客様が API へのアクセスを第三者と共有する場合も当社に通知したうえで、承認を得なければならず、かかる第三者は、ライセンスされたデータにアクセスするために当社と直接契約を締結するよう求められる場合があります。ライセンスされたデータに第三者からのデータが含まれる場合、お客様は、それを使用するために必要な全ての承認を取得する必要があります。お客様は、当社が合理的に要求した場合、インターフェースシステムのデモンストレーションをする必要があります。

2. ライセンス お客様のユーザーは、サブスクリプションのライセンスレベルに応じて、社内業務目的で、以下を行うことができます。

- (a) 各ユーザーが使用するために、データを閲覧、使用、ダウンロード及び印刷すること。
- (b) 特定の研究又は数値解析や統計解析を行い、他のユーザーと共有可能なレポートを作成すること。
- (c) お客様のソフトウェアアプリケーション又は承認された第三者ソフトウェアの内部リポジトリにあるデータを抽出し、保持し、表示すること。承認された第三者ソフトウェアの全リストは依頼に応じて入手することができ、随時更新されます。
- (d) ユーザーがコンテンツを検索し、その検索結果を表示することを唯一の目的として、お客様のソフトウェアアプリケーションの内部でデータを複製、インデックス化及び保持すること。疑義を避けるために明記すると、ライセンスの権利は、人工知能、アルゴリズム又はモデルのデータの使用やこれらの学習に用いるデータの使用には適用されません。

3. データ量 API を通じて取得できるデータの量は、注文書で定めるものとします。注文書に別段の定めがある場合を除き、お客様のライセンスには 1 つの API キーが含まれます。リクエストに応えたり、大規模なユーザー基盤に対する処理能力を向上させるために、複数のキーが必要になる場合があります。API は、各サブスクリプション期間で許可されたレコード数を超えると終了し、次の期間開始時に自動的に再開します。お客様は、営業担当者に連絡の上追加レコードを購入することができます。

4. 終了 お客様のライセンスが終了又は満了した場合、お客様はダウンロードしたデータを全て削除しなければならず、また、当社が要求した場合は、削除した旨を書面で証明しなければなりません。

5. 報告 ライセンス期間中及びその終了後 3 年間、お客様は、ユーザー数、場所、用途など、当社データや API の使用に関する適切な記録を保持しなければなりません。使用範囲を変更する場合、お客様は当社

に通知しなければならず、当社が合理的に要求した場合は、その記録を当社に提供しなければなりません。当社は、使用量の増加や使用範囲の変更の報告を受けた場合、追加料金を請求する権利を留保します。

6.出典 データセットや派生物に伴う全ての知的財産権は当社の所有物です。データの使用にあたっては、その全てに次の表示を付けなければなりません。「本文書には、Clarivate Analytics の©[特定の製品名]（日付）に由来するデータが含まれています。無断での転載・使用を禁じます。」

7. 定義

API : アプリケーションプログラミングインターフェースを意味します。お客様は、API を使用することでライセンスされたデータへのアクセスが可能になります。ライセンスされたデータは、当社によって随時更新されます。

承認された第三者ソフトウェア : Clarivate が承認した第三者ソフトウェアアプリケーションをいい、お客様のユーザーのみがアクセスできるものです。

お客様のソフトウェアアプリケーション : お客様が所有するソフトウェアアプリケーションをいいます。お客様がライセンスを許諾されたものではありません。

データフィード : バックファイルや更新を介したデータの配信をいいます。

キー : ユーザー名とパスワード又はトークンを用いた、API にアクセスするための認証をいいます。

レコード : API から返されるフルレコードメタデータをいいます。

ユーザー : お客様の注文書に記載されたライセンスに基づいて、データの取得やアクセスを許可された個人をいいます。

Derwent Innovation

お客様が弁護士、法律事務所、弁理士、又は特許事務所である場合、社内業務目的には、お客様の顧客の利益のために Derwent Innovation を使用することが含まれます。

Derwent Research

1. 納品 (a) お客様は、専任プロジェクトマネージャーを通じて特許調査の依頼をすることができます。その際、Derwent Research 担当者は、作業を行うためにサブスクリプションの中から使用される作業時間を、e メールで送付された Work Order（作業指示書）により確認します。専任プロジェクトマネージャーと Derwent Research 担当者は、Work Order で定める納品期限についても確認します。(b) お客様は、割り当てられた時間と特許調査の範囲をレビューし、Work Order を承認したことを書面(e メールなど)で確認します。(c) Derwent Research 担当者はその後、必要に応じてお客様と連絡を取りながら、特許調査の作業を実施します。調査結果は、電子的形式によりお客様に直接送付されるか、お客様の選択に基づき、Derwent Innovation アカウントにアップロードされます。(d) プロジェクトは、Derwent Innovation を使用して実施されます。(e) Derwent Research プロジェクトマネージャーは、毎月、お客様に対し、サブスクリプションのうちその日までに使用された時間、当月に使用された時間、及びサブスクリプションの残りの期間における残余時間のサマリーを含む報告を行います。

2. お客様の義務 お客様は、(a) 作業実施前に Work Order をレビューし、何らかの調整を希望する場合は、Derwent Research プロジェクトマネージャーと協議します。(b) Derwent Research アナリストからの情報を求める合理的な依頼に対応し、要求があれば調査のパラメーターをレビューし、分析パラメーターに変更を生じさせる可能性のある目的や焦点を明確にします。お客様の対応が遅れた場合、特許調査の Work Order で定める納品期限が遅れる場合があります。

3. サブスクリプション時間 お客様が購入したサブスクリプションの時間は、注文書に記載されます。(a) サブスクリプションの 6 か月目の契約応当日をもって、サブスクリプション時間の 40%が無効となり、それ以降、使用することはできません。(b) サブスクリプションの 12 か月目の契約応当日をもって、サブスクリプション時間の 100%が無効となり、それ以降、使用することはできません。(c) 1 か月間に最大 120 時間まで使用することができます。

4. お客様による使用 (a) お客様は、Work Order に基づき提供されたレポートを、社内使用又は社外使用にかかわらず、提供された形式で所有するものとします。ただし、当社は、Work Order に基づく当社のデータ、汎用コード、コンテンツ、方法、製品、サービス、テンプレート及びツール（「Clarivate 所有物」といいます）の全ての所有権（有形又は無形）を維持します。Clarivate 所有物がレポートに組み込まれている場合、お客様は、そのレポートの利用に必要な範囲で、かかる Clarivate 所有物を使用するための限定的、非独占的、ロイヤリティフリー、支払済みの世界的ライセンスを有するものとします。(b) お客様は、社内業務目的でデータセットを使用することができ、さらに低頻度で不定期かつ単発的に、独立した商業価値がなく、Clarivate が提供するサービス（又はその本質的な部分）の代替として使用できないデータセットの限られた抜粋を配布することができます。(c) お客様は、表、図、チャート、データ又はその他一切の可視化されたレポートの要素を外部に公開する場合、Clarivate からの出典であることを示す出典表示を付すものとします。

5. 前提 (a) Clarivate はアプリケーションに関する専門知識を提供しているものであり、分析対象の技術分野における業界専門家を代表するものではありません。Clarivate は、特許性、有効性、優位性、又は侵害に関する法的見解を提供するものではありません。(b) 特許分析では、Clarivate のアプリケーションである Derwent Innovation、ThemeScape® 及び Derwent Data Analyzer のみを使用します。(c) Clarivate は、出願人・譲受人の名寄せ作業を補助するため、一般に公開されているその他の情報を使用することがあります。(d) お客様は、指定された Clarivate の担当者がお客様のサブスクリプションに基づき作成された Work Order の品目を納品するために、お客様の Derwent Innovation アカウントにアクセスすることに同意し、これを許可するものとします。(e) お客様が弁護士や法律事務所である場合、社内業務目的には、お客様のクライアントの利益のために当社の製品やサービスを使用することが含まれます。

Decision Resources Group

1. 情報サービス Clarivate 規約の別段の定めにかかわらず、お客様は、Clarivate から書面で明示的に許可された場合を除き、規制当局への申請書類の届出、有価証券の登録及び申請、又は訴訟での証拠として、DRG 情報サービスで取得したデータの複製、表示又は配布を行ってはなりません。

2. DRG ソフトウェア お客様の DRG ソフトウェアライセンスには、全てのアップデートとアップグレードが含まれますが、コンフィギュレーションに関しては、合意された範囲に応じて追加料金が必要となる場合があります。本ソフトウェアを、健康に関する個人情報情報を保存又は処理するために使用してはなりません。当社が本ソフトウェアをホストしている場合、本合意の終了後、当社は、DRG ソフトウェアからお客様の全てのコンテンツの消去及び破棄を行う権利を保持します。

3. DRG プロフェッショナルサービス (a) **インタビュー** Clarivate によって実施される全ての一次調査は、お客様と回答者の両者に対して二重盲検法で実施されます。つまり、回答者は、お客様が当社の顧客であることを知らず、お客様は個々の回答者の氏名、役職名、組織情報が特定されていない、全回答の総覧のみを受領します。調査やインタビューは、お客様への情報提供のみを目的とするものであり、調査回答者の処方、購入、推奨、紹介又は意思決定に影響を及ぼすことを意図したものではなく、実際に影響を及ぼすものでもなく、また、調査回答者に対するお客様又は他の企業の製品やサービスの詳細説明、プロモーション又はマーケティングを構成するものではありません。当社は、法律上の要件を遵守するために必要であると判断する限り、全ての州で、医療関係者に対する謝礼金の支払いによって得られた調査回答を排除できる権利を保持します。(b) **一次市場調査** お客様によって支払われるいかなる料金も、お客様の製品やサービスの購入に対するリベート、誘因又はその他の報酬ではなく、かかる料金は、両当事者間の対等な取引の結果としてサービスに対する公正な市場価格を表していることに、お客様と当社は同意するものとします。本契約に基づいて支払われるいかなる報酬又は利益も、連邦、州、又は地方の医療制度によって支払われるサービス又は品目の金額又は数量に対して支払われるものではありません。いかなるサービスも、FDA によって排除され、禁止され、権利を停止され、又はその他の方法で不適格と宣言された個人又は事業体によって提供されるものではありません。

Dialog

Dialog®プラットフォーム及びデータベース

- 1. 個別データベース条件** Dialog®プラットフォームに含まれる一部のデータには、そのデータのみに適用される使用条件があります。データに特有の条件へのリンクは、関連するデータベースに明示されます。これらは、本製品の使用を大きく変更するものではありません。当該条件は、データベース ProSheets (<https://dialog.com/commercial-databases/>) にも掲載されています。
- 2. 情報サービス** Dialog プラットフォームは、本合意に基づく情報サービスです。
- 3. レポート、リスト、アラート** 本製品には、認定ユーザーがレポート、リスト又はアラートを作成できるものがあります。お客様及びお客様の認定ユーザーは、本製品により作成されるそれらのレポート、リスト又はアラートを作成、ダウンロード、保存及び保持することができます。

Drug Safety Triager

- 1. 許可された用途** お客様は、データの検索、閲覧、読出し、表示、ダウンロード及び印刷を行うために、本製品を使用することができます。この使用には、国内又は国際規制当局に対し各項目の写しを提供する（医薬品について規制当局の承認を目的とする場合も含みます）ための使用も含まれますが、これらに限定されるものではありません。お客様は、情報サービス及びこれから得た情報を、お客様の事業を支援する目的のみに使用することができ、他社のために使用することはできません。
- 2. 規則及び基準** Clarivate は、次の規則及び基準に従って本製品を提供するものとします。a) EU Good Pharmacovigilance Practices (GVP) Quality System guideline、b) EU GMP Vol 4 Annex 11: Computerized Systems、c) EU Medicinal Products for Human Use Volume 9 Pharmacovigilance、d) FDA Guideline: Good Pharmacovigilance Practices and Pharmacoeconomic Assessment、e) FDA Guidance: Principles of Software Validation、f) 21 CFR Part 11 Electronic Records Electronic Signatures、g) 21 CFR 312.33 US-IND Annual Reporting and 314.80 Post-marketing Reporting of ADRs、h) 21CFR 820 (Medical Device) and 21 CFR 211 (Finished Pharmaceuticals) Personnel Regulatory Requirements、i) ICH Q10 Pharmaceutical Quality System
- 3. QMS 監査** お客様は、自己の費用負担により、Drug Safety Triager (DST) に関するシステム、人員及び記録について品質（「QMS」）監査を実施することができます。当該監査及び検査は、Clarivate に対し少なくとも 90 日前の書面による通知を行うことにより、3 年に 1 回まで実施できるものとします。当該調査は、(i)お客様又は国内で認められた独立会計事務所により実施され、(ii)調査通知の直前 3 年間に限る記録に限定され、(iii)リモートで Clarivate の通常の業務時間中のみに行われ、(iv)合計で最長 2 日間とし、(v)Clarivate の業務を不当に妨げないこととします。その後の監査所見に関して、Clarivate は、必要な場合には、適時に是正及び予防措置の対応を行います。お客様が、3 年に 1 回を超えて QMS 監査を要請する場合には、本条に定める条件に加えて、お客様は、当該監査のための Clarivate の費用の全てを負担するものとします。かかる費用は当該監査支援のために Clarivate が負う内部費用や Clarivate の経費に係る固定料金なども含むものとし、監査前に両当事者が書面で合意するものとします。Clarivate は、要請に応じて、監査前の SOP インデックスを提供します。その他の監査前及び監査のサポート活動は、QMS 監査の制限に含まれます。データ抽出などお客様のセルフサービス活動は、Clarivate の監査支援の範囲外となります。

EndNote

- 1. ライセンス** お客様は、オンラインリソースでの参考文献の検索、個人用の参考文献ライブラリの作成や構築、及び統一した引用や脚注の作成を目的とする場合に限り、EndNote を使用することができます。
- 2. プライバシー** お客様は、個人データを含むコンテンツを EndNote にアップロードしてはなりません。

以下、サイトライセンスのみが対象：

インストールされるソフトウェアには、サイトライセンスの有効期間におけるアップデートとアップグレードが含まれます。

以下、サイトライセンス以外から **EndNote** にアクセスするユーザーのみが対象：

お客様は研究や執筆に使用するために、ファイルの全文をダウンロード及び保存することができます。**EndNote** は同時に 1 台のコンピューター上でしか使用することはできませんが、インストールは 3 台まで可能で、バックアップやアーカイブのための追加コピーを 1 部作成することができます。マルチユーザーライセンスを購入した場合を除き、各 **EndNote** は同じ 1 名のエンドユーザーのみが使用できます。本合意はペンシルベニア州法により解釈され執行されますが、法の抵触の原則は適用しません。いかなる紛争も、ペンシルベニア州の関連裁判所の専属管轄権に服するものとします。

EndNote Click

1. 定義 「EndNote Click プラグイン」とは、Clarivate のウェブブラウザ向け拡張機能であり、これを使用することでユーザーは、科学研究論文や学術研究論文の PDF にワンクリックでアクセスすることが可能になります。「EndNote Click ウェブサイト」とは、当社の URL である www.click.endnote.com やその他の EndNote Click ウェブサイト、並びにこれらのウェブサイト上の全てのコンテンツを意味します。

2. ユーザーの義務 お客様は、お客様やお客様のユーザーによる EndNote Click ウェブサイトや EndNote Click プラグインの使用が、お客様と (a) コンテンツの収集者、プロバイダー又は出版社、(b) これらの関連機関、(c) これらの雇用主、又は (d) その他の関連する第三者との間で締結されたいかなる条件又は合意事項（ログイン情報の使用及び保管に関するものを含みます）にも抵触しないようにしなければなりません。

3. 追加条件 当社は、EndNote Click ウェブサイト又は EndNote Click プラグインへのアクセス数とアクセス継続時間の上限を定めることができます。EndNote Click ウェブサイト又は EndNote Click プラグインには、他のウェブサイトへのリンクが含まれている場合があります。このようなリンクは、お客様の便宜のためにのみ提供されるものであり、当社による関連ウェブサイトの承認を意味するものではありません。当社はまた、リンク先のウェブサイトのコンテンツについて責任を負いません。お客様がこのようなリンクを介して第三者の製品、サービス又はコンテンツを使用した場合、お客様とその第三者との間で締結される（又は、その他の方法で適用される）契約や合意事項（お客様と当社間の契約とは独立したものです）が適用されます。

FoundationIP

1. ライセンス お客様が弁護士又は法律事務所である場合（該当する場合弁理士と特許事務所も含み、以下同様とします）、Clarivate 規約に定める「社内業務目的」には、お客様の顧客の利益のために本製品を使用することが含まれます。

2. 免責 当社は、サービスを提供するにあたり、信頼できると当社が合理的に判断した利用可能なパブリックデータソースや、各国の特許商標庁（「PTO」といいます）が管理するパブリックデータソース、及び商用データベースを参照します。PTO データの使用は各 PTO のアクセス及び使用の制限に準ずること、及び、当社がお客様に入手可能としたパブリックデータソース、商用データベース、データフィールドについては当社が裁量権を持つことに、お客様は同意するものとします。抽出され、お客様に入手可能となったデータは、パブリックデータソース及び商用データベースが正しいものである範囲において、抽出日の時点で、正確であるものとします。

3. 料金 お客様の料金は、注文書に記載されたファイル数に基づきます。お客様は、ファイル（又はその一部）を削除し、設定画面の「Deleted Matters」セクションから当該ファイルを消去するか、又は当社が通知するその他の方法で、ファイル数を削減することができます。お客様の使用が注文書に記載されたファイル数を超過した場合、当社は、注文書に定める超過料金をお客様に請求することがで

きます。「ファイル」とは、お客様が本製品内に保存した、特許又は発明に関する開示ファイル 1 件を基準とした請求のための単位を意味します。その他の全てのファイル（例えば、商標や契約書）については、3 分の 1 ファイルのレートで請求されます。例えば、1 ファイルは、特許ファイル 1 件、又は商標ファイル 3 件に相当します。

Free Trials

フリートライアルで製品にアクセスする場合、お客様は本合意の条件に従い、テストと評価のみを目的として製品を使用できるものとします。お客様による使用は、トライアル期間の終了と同時に自動的に終了します。本合意の別段の定めにかかわらず、適用法によって認められる最大限の範囲で、お客様は自らの使用に伴う全てのリスクを負うものとします。

Hosted Memotech

- 1. 実装及びトレーニング** 実装サービス又はトレーニングについては、作業明細書に記載されます。データのインポートには、データ内の既存のエラー、不一致又は欠落などのクレンジングは含まれません。当社は、アドミニストレーター向けに、データ入力及び稼働開始支援のためのウェブベース又はオンサイトのトレーニングを提供します。オンサイトトレーニングの場合、交通費や人件費などの費用をお客様にご負担いただきます。
- 2. ソフトウェアアップグレードサービス** 注文書にソフトウェアアップグレードサービスが含まれている場合、当社は年 1 回、ソフトウェアアップグレードサービスを提供します。当社は、作業範囲の概要を記載した作業明細書を作成します。お客様は、本サービスには、(i) オペレーティングシステム、データベース、スクリプト言語など、Clarivate 製品以外のソフトウェアのローディング又はコンフィギュレーション、(ii) 外部のシステム又はアプリケーションとの統合、(iii) データ分析や検証、データクレンジング、データベースチューニング、データベースクリーンアップ、データベースやデータウェアハウスの保守、又は (iv) インストラクター指導型又は授業形式の製品トレーニング、トレーニング資料の印刷物、トレーニングラボやラボでの演習は含まれないことに同意するものとします。

InCites

- 1. Benchmarking and Analytics (a) ライセンス** お客様は、研究者、研究機関、雑誌、国及び地域の分析やベンチマークのために、カスタマイズされたデータとデータセットを閲覧し使用することができます。InCites のライセンスは、Web of Science SCIE 及び SSCI の両方のライセンスが有効である必要があり、お客様がライセンスを維持されない場合、当社は、お客様のアクセス権を失効させることができます。**(b) 抜粋** 独立した商業的価値を有さず、当社、当社の関係会社又は第三者プロバイダーが提供するサービス (又はその本質的な部分) の代替として使用できない程度の当社データの限定的な抜粋については、お客様所有の内部文書やシステムに含めることができます。ただし、お客様が検索可能なデータベースを作成しないことを条件とします。**(c) 配布** 独立した商業的価値を有さず、当社、当社の関係会社又は第三者プロバイダーが提供するサービス (又はその本質的な部分) の代替として使用できない程度の当社データの限定的な抜粋については、説明やデモンストレーション目的に限り、付随的サンプルとして第三者に配布することができます。**(d) お客様の制作物** お客様の教職員、学生又は提携研究者が執筆した制作物に関する論文メタデータ及びメトリクス並びにお客様の人口統計学的情報については、(i) お客様の教職員、学生及び提携研究者のみがアクセス及び閲覧可能な内部システム内にダウンロードし保持することができ、(ii) お客様所有の内部レポートに組み込むことができます。
- 2. My Organization (a) ライセンス** お客様の教職員、学生、又は提携研究者が執筆した制作物に関する論文メタデータ及びメトリクスは、(i) お客様の教職員、学生、及び提携研究者のみがアクセス及び閲覧可能な内部システム内にダウンロードし保持することができ、(ii) お客様所有の内部レポートに組み込むこと

ができます。(b) **コンテンツのアップロード** お客様は、お客様の学部構造に関連するコンテンツや現在又は将来の教職員、スタッフ、学生、及び提携研究者の出版データに関連するコンテンツをアップロードすることができます。また、個人データや個人の出版や研究に関する情報をお客様コンテンツに含めたり、(i) お客様の内部システムやレポジトリ、(ii) 当社が独占的に所有するデータソース、又は (iii) 一般に入手可能なデータソースから抜粋することができます。また、お客様の各管理者は、現在及び将来のお客様の教職員、スタッフ、学生、及び提携研究者に係る範囲のコンテンツをアップロードすることができます。コンテンツのアップロードは、適用法並びにその時点で有効な当社標準のテンプレート、ガイド、ポリシー、フォーマット、及び適用された仕様に従って随時行われる必要があります。(c) **ユーザーデータの処理** 当社は、お客様のサブスクリプションのサービス間でコンテンツのマッチングを行い、派生物、メトリクス、及びレポートを作成することのみを目的として、適用されるデータ保護法に定義されたデータ「処理者」として、お客様に代わり、ユーザーデータを処理することができます。「ユーザーデータ」とは、お客様の教職員、スタッフ、学生、及び提携研究者の個人データ（個人の連絡先を含みますがこれに限定されません）を意味しており、お客様又はお客様の管理者が、契約及び適用法に従って当社に提供するものです。ただし、これらの個人が直接当社に提供した場合を含め、その他のソースから当社が入手したデータは含みません。(d) **My Organization API ライセンス** API とは、アプリケーションプログラミングインターフェースを意味し、My Organization インターフェース内でお客様が論文メタデータやメトリクスに含まれるデータにアクセスできるようにするものです。お客様は、該当する場合、以下の目的で API を使用することができます。i) お客様の研究者データや組織データを My Organization 内で編集すること、ii) 1 秒につき 10 個のリクエストを上限として、お客様の従業員や学生に関係した出版物からのデータフィールドをリフレッシュするためにアクセスすること。

3. Journal Citation Reports (JCR) (a) ライセンス お客様は、通常業務において、個々の活動や業務の一環として行なわれる活動に必要な *Journal Citation Reports* のデータを閲覧、使用、ダウンロード、及び印刷することができます。また *Journal Citation Reports* からデータの本質的ではない部分を抜粋して、お客様の作業文書やレポートに加えることができます。ただし、それはかかる文書又はレポートが、(i) お客様の組織の利益を目的とし（かつ、その利益がお客様の組織に帰属し）、さらに (ii) 独立した商業的価値を持たず、当社、当社の関係会社又は第三者プロバイダーが提供するサービス（又はサービスの本質的な部分）の代替として使用できない場合に限られます。JCR のライセンスは、Web of Science の SCIE、SSCI 又は AHCI インデックスの少なくとも 1 つの有効なライセンスを必要とし、お客様がライセンスを維持されない場合、当社は、お客様のアクセス権を失効させることができます。(b) **追加配布** お客様はまた、*Journal Citation Reports* のデータを、i) お客様の組織に属する承認されたユーザー間で、ii) 政府当局や規制当局がお客様の調査にあたり具体的に要求した場合に、その政府当局や規制当局に対して、また iii) お客様の代理を務める者に対し、お客様に助言を行う上で必要な範囲で、（その代理人が Clarivate の競合者でないことを条件とします）配布することもできます。*Journal Citation Reports* のデータを大量に共有・配布したり、ダウンロードした *Journal Citation Reports* のデータを使って本 JCR 規約で許可されていない派生データベース、製品、又はメトリクスを作成することは厳重に禁止されています。(c) **出典** 上述の規定で明確に許可された方法で *Journal Citation Reports* のデータの引用や抜粋を行う場合、お客様は、*Journal Citation Reports* 及び/又は Journal Impact Factor について Clarivate 製品である旨の出典表示と著作者表示を適切に行わなければなりません。例：「2016 *Journal Citation Reports* (Clarivate Analytics, 2017)」。

Journal Citation Reports 及び Journal Impact Factor の商標は、*Journal Citation Reports* の内容を伝達するために必要な範囲に限り使用することができます。お客様は、*Journal Citation Reports* や Journal Impact Factor の商標を使用するにあたり、Clarivate 又はその製品やサービスとの提携、協賛、又は推奨があると誤解を与える表現をおこなってはなりません。

以下、**ビブリオメトリクス研究者のみが対象**：当社はビブリオメトリクスの研究者が *Journal Citation Reports*、*Journal Impact Factor* 及びその基となる Clarivate のデータをリソースとして使用する場合がありますことを理解しています。お客様の意図する使用が本規約に規定されていない場合は、その用途に関連する具

体的な素材、配布を希望するおおよそのコピー数、並びに使用目的と形式の概略を記載した申請書を <https://clarivate.com/legal/copyright/> に掲載されている当社の Copyright Office まで送付してください。

以下、雑誌編集者及び出版者のみが対象：お客様の組織の著作物が *Journal Citation Reports* に掲載されている場合、次の権利及びガイドラインがさらに適用されます。

- お客様に送られる *Journal Impact Factor* のバッジを自由に使用して、お客様が *Journal Citation Reports* に掲載されていることをお客様のウェブページで表示することができます。た
(バッジの取得を希望される場合は、Clarivate PR (publisher.relations@clarivate.com) までご連絡ください。)
- プロモーション用語について、また雑誌が *Web of Science* インデックスに選択され *Journal Citation Reports* に掲載されるプロセスの説明については、[プロモーションガイドライン](#)をご確認ください。お客様はまた、新たに拡張された [Web of Science Author Connect](#) のリストサービスを介して、お客様の新しい *Journal Impact Factor* を直接研究者に伝えることができます。
- これらの条件は、製品パッケージや *Journal Citation Reports* のサブスクリプション内容にかかわらず、*Journal Citation Reports* の全ユーザーに適用されます。

IncoPat-Professional Version (incoPat-Pro)

1. ライセンス

(a) お客様が弁護士又は法律事務所である場合（該当する場合、弁理士と特許事務所も含み、以下同様とします）、社内業務目的には、お客様の顧客の利益のために incoPat を使用することが含まれます。ただし、お客様のサブスクリプションのライセンスレベルに従うことを条件とします。

(b) お客様に付与される限定的なライセンスは、注文書に記載された期間が終了するまで有効です。本期間終了後、サーバーに保存されたアカウント情報及びデータは2年間保存されます。お客様が前述の期間内に注文書を更新した場合、元のアカウントへのアクセスが引き続き許諾されます。

2. データ量

(a) 注文書に別段の定めがない限り、incoPat-Professional Version (incoPat-Pro) の機能及び適用されるエクスポート制限は、以下の「機能及び使用権」の表に記載されています。この表は随時更新され、かかる更新は incoPat 製品のプラットフォームを通じてお客様に通知されます。

(b) お客様が、適用された制限を不正に回避したり、過度のダウンロードを行った場合、Clarivate はお客様に対し、そのような不正使用を止めるよう要求するか、又は、お客様のライセンスを停止し、さらに、それ以上の違反を行わない旨の誓約書を 24 時間以内に（fax 又は e メールで）Clarivate へ提出するよう要求します。お客様がこれを怠った場合、Clarivate は、お客様の超過使用に対して追加料金を請求するか、又は、料金を返金することなく直ちにお客様の注文を終了する権利を留保します。

IncoPat-Professional Version (incoPat-Pro)

機能及び使用権

機能		詳細	使用権
検索及び分析	バッチ検索	出願番号、公開番号、優先権主張番号のバッチのアップロードをサポートします。異なる種類の番号を使用した混合検索をサポートします。	検索結果の上限：

			完全一致 5,000 特許/検索 ; あいまい一致 2,000 特許/検索
	セマンティック検索	技術の詳細を入力し、最も類似した対象特許/技術を入手します。ユーザーの検索方法を最適化するために、検索結果からトピックワードを抽出します。	検索結果の上限 : 2,000 特許/検索
	AI 検索	AI 検索は、特許 DNA マップマッチングや自然言語処理の技術を使用し、人工知能を用いて発明の中核的な構成要素と関連性を特定することにより、新規性検索、無効性検索及びクリアランス検索をサポートする大規模で正確な計算を行います。	検索結果の上限 : 2,000 特許/検索
	特許ファミリーの統合	シンプルファミリー、拡張ファミリー及び inpadoc ファミリーによる特許レコードの統合をサポートします。	検索結果の上限 : 1,000,000 特許/検索
	出願番号による統合	同一出願番号による特許レコードの統合をサポートし、出願書類又は交付文書を保存します。	検索結果の上限 : 1,000,000 特許/検索
	統計分析	カスタマイズされた二次元の統計分析をサポートします。	検索結果の上限 : 5,000,000 特許/検索
	クラスター分析	セマンティックレベルからのクラスター分析をサポートし、特許マップ、分子マップ、マトリクスマップ、円グラフを生成します。また、カスタマイズされたクラスター分析をサポートします。特許マップは、データのローカル統計とデータポイントの表示をサポートします。	検索結果の上限 : 10,000 特許/検索
	3D 特許サンドテーブル	3D 特許サンドテーブルは、特許戦略分析のための高度なツールです。	検索結果の上限 : 10,000 特許/検索
保存及びダウンロード	書誌データダウンロード	EXCEL、WORD 及び PDF 形式での書誌データのダウンロードをサポートします。	ダウンロード数の上限 : 10,000 特許/ダウンロード、 及び 100,000 特許/日
	ダウンロード	バッチにある特許データの PDF をダウンロードします。	ダウンロード数の上限 : 1,000 特許/ダウンロード、 又は 3,000 特許/日

	inco フォルダー	ユーザーは、特許のチェック、分析、コメント及びインデックスの作成をするために、特許をプライベートフォルダーへ保存することができます。Inco フォルダーは、マルチレベルツリー構造として特許を保存するユーザーをサポートします。ユーザーはツリー構造の節をクリックして、アップデートされた特許の状態を確認することができます。	ダウンロード数の上限： 300,000 特許以下での 50 フォルダー
	inco ナビゲーション	管理者及び承認されたユーザーは、マルチレベルツリー構造を持つ特許検索クエリを保存するためのデータベースをオンラインで作成することができます。	ダウンロード数の上限： 10 データベース
	モニター	指定された検索方法の最小ヒット数又はフォルダーからの特許のステータスアップデート（リーガルステータス、パテントファミリー、引用及び特許権者）をモニターします。ユーザーが選択したフィールド、形式、モニターサイクルに従って e メールを送信します。	ダウンロード数の上限： 1 ダウンロードにつき検索方法のモニターは 100 以下、特許は 500 以下

Innography

- ライセンス制限** データの「合理的な量」は、本製品において入手可能な上限の数値として定められます。

Innovative Products

Innovative Subscription and Perpetual Software subscriptions (ex: Polaris, Sierra, Millennium, Virtua, INN-Reach)

- ライセンス** お客様及び該当する場合お客様の認定ユーザー（以下に定義する通り）は、(i) 外注ベースやサービスビューローとして、また再販売のためなど第三者の直接的又は間接的な利益のためではなく、図書館の管理と利用者に対するサービス提供のため（認定ユーザーに図書館カタログの検索を許可することを含みます）に限り、(ii) 本合意の他の条件に従ってのみ、本ソフトウェア（クライアントコンフィギュレーションを含みます）を使用することができます。本ライセンスにはホスティングサービスは含まれず、別途購入する必要があります。
- コピー** 非プロダクション利用には、トレーニング、開発、テスト、品質保証、ステージング又はプリプロダクションが含まれます。ただし、本ソフトウェアのコピーは、プロダクション環境において又はプロダクションへのバックアップとして使用されないことを条件とします。本ライセンスには、単一のプロダクションインスタンス及び最大 2 部までの追加コピーを非プロダクション用に追加費用なしで使用する権利が含まれます。
- 新規リリース** 本合意に従いお客様に付与されるライセンスには、お客様のサブスクリプション又はメンテナンスの期間中、当該ソフトウェアについて Clarivate が当社のお客様に対して一般的に提供するすべての新規の計画的なメジャーリリース、サービスパックリリース及びホットフィックス（総称して「新規リリース」といいます）を使用するライセンスが、追加費用なしで含まれます。「新規リリース」には、Clarivate から現在又は今後提供される新規若しくは追加のモジュール、アプリケーション又はその

他のソフトウェアは含まれず、これらはいずれも、個別のライセンス及び追加ライセンス料の支払が必要となります。新規リリースの実装には、追加料金が必要となる場合があります。

4. 認定ユーザー 明確な説明のために記すと、お客様の利用者は、お客様の注文書上の認定ユーザー数には含まれません。

5. 集計データ 本条件に定められた権利に加えて、当社は、集約化され識別不可能に匿名化されたデータ（「収集データ」といいます）を作成しこれを使用するために、お客様のコンテンツを使用したり、お客様による当社製品の使用に関連した情報を収集することができるものとします。お客様は、Clarivate 又はその関係会社が作成又は販売する製品又はサービスであって収集データを使用しているものについて、何らの権利も有しないことを確認しこれに同意するものとします。

6. 早期終了 初期契約期間中のいずれかの時点で、お客様の予算（財源）が廃止され、お客様が当該予算（財源）廃止の書面による証明（この証明は、Clarivate が合理的に要請する形式及び内容によります）を Clarivate に提出した場合、お客様は、次の年単位の契約応当日付けで、本契約を終了することができます。

7. モジュール お客様が本ソフトウェアとともに当社から追加モジュール、ツール、その他のアプリケーションを購入し使用する場合は、本ソフトウェアと同一の条件に従うものとします。

Innovative SAAS subscriptions (ex: Vega, Innovative Mobile, Innovative Phone Alerts)

1. ライセンス 当社は、ウェブサイトを通じて、当社の統合図書館システムソリューションである「Vega」のサブスクリプションアクセスをお客様に提供します。お客様及び該当する場合お客様の認定ユーザーは、(i) 外注ベースやサービスビューローとして、また再販売のためなど第三者の直接的又は間接的な利益のためではなく、図書館の管理と利用者に対するサービス提供のため（認定ユーザーに図書館カタログの検索を許可することを含みます）に限り、(ii) 本合意の他の条件に従ってのみ、Vega（クライアントコンフィギュレーションを含みます）にアクセスし使用することができます。

2. 新規リリース 本合意に従いお客様に付与されるライセンスには、本合意の期間中、当該ソフトウェアについて Clarivate が当社のお客様に対して一般的に提供するすべての新規の計画的なメジャーリリース、サービスパックリリース及びホットフィックス（総称して「新規リリース」といいます）を使用するライセンスが、追加費用なしで含まれます。「新規リリース」には、Clarivate から現在又は今後提供される新規若しくは追加のモジュール、アプリケーション又はその他のソフトウェアは含まれず、これらはいずれも、個別のライセンス及び追加ライセンス料の支払が必要となります。新規リリースの実装には、追加料金が必要となる場合があります。

3. 集計データ 本条件に定められた権利に加えて、当社は、集約化され識別不可能に匿名化されたデータ（「収集データ」といいます）を作成しこれを使用するために、お客様のコンテンツを使用したり、お客様による当社製品の使用に関連した情報を収集することができるものとします。お客様は、Clarivate 又はその関係会社が作成又は販売する製品又はサービスであって収集データを使用しているものについて、何らの権利も有しないことを確認しこれに同意するものとします。

4. 認定ユーザー 明確な説明のために記すと、お客様の利用者は、お客様の注文書上の認定ユーザー数には含まれません。

5. 早期終了 初期契約期間中のいずれかの時点で、お客様の予算（財源）が廃止され、お客様が当該予算（財源）廃止の書面による証明（この証明は、Clarivate が合理的に要請する形式及び内容によります）を Clarivate に提出した場合、お客様は、次の年単位の契約応当日付けで、本契約を終了することができます。

Intellectual Property (IP) Data API

1. サービス Clarivateはお客様に対し、注文書に定めたとおり、Intellectual Property (IP) Data APIを介して、ライセンスされたデータ（「データセット」といいます）を使用可能とします。データセットはファイアウォールで保護しなければならず、お客様のユーザーのみがアクセス可能としなければなりません。

Intellectual Property (IP) Data APIには、Clarivate規約のAPIライセンス条件が適用されます。お客様が、第三者とアクセスを共有する場合、当社に通知した上で承認を得なければならず、かかる第三者は、ライセンスされたデータセットにアクセスするために当社と直接契約を締結するよう求められる場合があります。ライセンスされたデータセットに第三者からのデータが含まれる場合、お客様は、それを使用するために必要な全ての承認を取得する必要があります。お客様は、当社が合理的に要求した場合、インターフェースシステムのデモンストレーションをする必要があります。

2. ライセンス お客様のユーザーは、サブスクリプションのライセンスレベルに応じて、社内業務目的で、以下を行うことができます。

- (a) 各ユーザーが使用するために、データを閲覧、使用、ダウンロード及び印刷すること。
- (b) 特定の研究又は数値解析や統計解析を行い、他のユーザーと共有可能なレポートを作成すること。
- (c) お客様のソフトウェアアプリケーション又は承認された第三者ソフトウェアの内部リポジトリにあるデータを抽出し、保持し、表示すること。承認された第三者ソフトウェアの全リストは依頼に応じて入手することができ、随時更新されます。
- (d) ユーザーがコンテンツを検索し、その検索結果を表示することを唯一の目的として、お客様のソフトウェアアプリケーションの内部でデータを複製、インデックス化及び保持すること。疑義を避けるために明記すると、ライセンスの権利は、人工知能、アルゴリズム又はモデルのデータの使用やこれらの学習に用いるデータの使用には適用されません。

3. データ量 APIを通じて取得できるデータの量は、注文書で定めるものとします。注文書に別段の定めがある場合を除き、お客様のライセンスには1つのAPIキーが含まれます。リクエストに応えたり、大規模なユーザー基盤に対する処理能力を向上させるために、複数のキーが必要になる場合があります。APIは、各サブスクリプション期間において許可されたレコード数を超えると終了し、次の期間開始時に自動的に再開します。お客様は、営業担当者に連絡の上追加レコードを購入することができます。

4. 終了 お客様のライセンスが終了又は満了した場合、お客様はダウンロードしたデータを全て削除しなければならず、また、当社が要求した場合は、削除した旨を書面で証明しなければなりません。

5. 報告 ライセンス期間中及びその終了後3年間、お客様は、ユーザー数、場所、用途など、当社データやAPIの使用に関する適切な記録を保持しなければなりません。使用範囲を変更する場合、お客様は当社に通知しなければならず、当社が合理的に要求した場合は、その記録を当社に提供しなければなりません。当社は、使用量の増加や使用範囲の変更の報告を受けた場合、追加料金を請求する権利を留保します。

6. 出典 データセットや派生物に伴う全ての知的財産権は当社の所有物です。データの使用にあたっては、その全てに次の表示を付けなければなりません。「本文書には、Clarivate Analytics の©[特定の製品名] (西暦年) に由来するデータが含まれています。無断での転載・使用を禁じます。」

7. 定義

API : アプリケーションプログラミングインターフェースを意味します。お客様は、APIを使用することで、ライセンスされたデータへのアクセスが可能になります。ライセンスされたデータは、当社によって随時更新されます。

承認された第三者ソフトウェア : Clarivate が承認した第三者ソフトウェアアプリケーションをいい、お客様のユーザーのみがアクセスできるものです。

お客様のソフトウェアアプリケーション : お客様が所有するソフトウェアアプリケーションをいいます。お客様がライセンスを許諾されたものではありません。

キー : ユーザー名とパスワード又はトークンを用いた、APIにアクセスするための認証をいいます。

レコード : API から返されるフルレコードメタデータをいいます。

ユーザー：お客様の注文書に記載されたライセンスに基づいて、データの取得やアクセスを許可された個人をいいます。

IPfolio

- 1. Salesforce インフラストラクチャ** IPfolio は、Salesforce.com が提供するインフラストラクチャに基づき、これを利用しています。Salesforce は、お客様に対し以下の追加条件を課すことを、Clarivate に義務付けています。お客様又は Clarivate のいずれも、これらの追加条件を変更することはできません。Salesforce は、適宜これらの条件を変更することができます。**(a) Terms of Use** お客様の本サービスの利用には、「SFDC Terms of Use」の第三者条件 (https://c1.sfdcstatic.com/content/dam/web/en_us/www/documents/legal/Agreements/alliance-agreements-and-terms/Reseller-Pass-Through-Terms.pdf) 及び SFDC の Acceptable Use and External Facing Services Policy (AUP) (<https://www.salesforce.com/company/legal/agreements/#>) が適用されます。これらの条件は、Salesforce.com Inc. が利益を享受し、強制力を持つものです。**(b) 技術的要件** お客様の環境で Salesforce ソリューションを効果的に利用するためには、技術的要件を満たす必要があります。これらの要件については、こちらをご参照ください：
https://resources.docs.salesforce.com/214/latest/en-us/sfdc/pdf/salesforce_technical_requirements.pdf
(c) 信頼とコンプライアンスに関するドキュメント Salesforce のセキュリティ、プライバシー、及びアーキテクチャ（信頼性、バックアップ、障害回復を含みます）は、こちらをご参照ください：
<https://www.salesforce.com/company/legal/trust-and-compliance-documentation/#sfinfrastructure>
- 2. 期間** 本条件の他の定めにかかわらず、お客様が更新を希望しない場合、又は契約内容を変更（契約内容の削減を含みます）したい場合、更新日の少なくとも 90 日前までに、その旨を通知しなければなりません。
- 3. 非 IPfolio アプリケーション** IPfolio は、IPfolio と相互運用性のある第三者の技術（「非 IPfolio アプリケーション」といいます）と統合される場合や、特定の機能に当該アプリケーションの使用が必要となる場合があります。このような非 IPfolio アプリケーションを使用するためのライセンスは、お客様と当該アプリケーションのプロバイダー間のものです。お客様は当社に対し、非 IPfolio アプリケーションをお客様のコンテンツにアクセスさせることを許可するものとします。当社は、お客様による非 IPfolio アプリケーションの使用に関し、一切の責任を負いません。非 IPfolio アプリケーションが AUP、適用法、又は第三者の権利に違反する可能性がある場合と当社又は Salesforce.com が判断した場合、お客様は、当社からの通知を受領次第、速やかに当該非 IPfolio アプリケーションを無効化するか、又は当該非 IPfolio アプリケーションを修正し、違反の可能性を解消するものとします。お客様が違反を速やかに解消しない場合、当社は、本サービスの全部又は一部を停止することが出来ます。
- 4. データ** 契約期間中、当社はお客様に対し、IPfolio を通じてデータへのアクセスを提供する場合があります。これには、一般に公開されている情報源（例えば Open Patent Service）からの IP 情報、各国の法令、及びお客様の承認のもとお客様に代わって取得した非公開情報（カリフォルニア州サンマテオに本社を置く当社の下請業者 Twin Dolphin Software（「TDS」といいます）が処理、強化した米国特許商標庁の Private Pair オンラインサービスの情報）が含まれます。お客様の IPfolio ユーザーのみが、本製品の通常の使用を促進することを目的として、このようなデータにアクセスし使用することが出来ます。IPfolio が提供するデータのうち相当量のデータが第三者から提供されているものであり、当社は当該データの管理を行ったり責任を負うものではないことに、お客様は同意するものとします。Private Pair データについて、TDS が作成したデータ（「TDS データ」といいます）に関するあらゆる知的財産権は TDS が留保します。お客様と TDS 間において、お客様は、TDS データが TDS の独占

的な知的財産であり、今後もそうであり続けること、及び、本合意に定められたライセンスのみがお客様に供与されることに同意するものとします。

5. **データ及びコンテンツの削除** 第三者プロバイダー、裁判所、又は規制当局に要求された場合、或いは第三者の権利や適用法令、規制に違反している、若しくは違反していると合理的に考えられる場合、当社はお客様に対し通知を行うことで、当社のデータ又はお客様のコンテンツを IPfolio から速やかに削除するよう要求することができます。お客様は、(i) お客様のコンテンツが第三者の知的財産権を侵害している、若しくは不正利用していると主張して、又は (ii) お客様による本合意若しくは適用法の違反に起因して、当該第三者が当社に対して提起した請求、要求、訴訟、又は手続きから、当社を防御するものとします。

IP Maintenance Services

1. 定義

- a. **契約年**とは、支払開始日から始まる 12 か月間の各期間をいいます。
- b. **更新通知**とは、お客様又はお客様が指定した者に対して更新期間についての指示を求める正式な書面による通知をいいます。
- c. **権利**とは、本合意の条件に従って当社が更新する特許、商標、及び／又はその他の知的財産をいいます。
- d. **サービスガイド**とは、本サービスに含まれる様々な項目内容を記載し、各当事者の義務、期限、及びその他の事項について定めた文書をいいます。
- e. **支払開始日**とは、本合意の条件に従って、当社が本サービスを提供する責任が発生する日をいいます。以下第 4 項に詳細が述べられています。

2. **サービス** お客様による料金の支払い及び以下に定めたお客様の責任の遵守を条件として、当社は、商業的に合理的な技術及び注意をもって、サービスガイドに記載された手順及びプロセスに従い、お客様又はお客様の正規代理人の指示に基づき権利の更新（「更新」といいます）を行うために、第三者に対する連絡及び金額の支払い（該当する場合、関連する情報の提出、及び／又はその他の方式への準拠）を、お客様を代理して実施します（「本サービス」といいます）。

3. **法律事務所及び特許事務所** お客様が弁護士又は法律事務所である場合（該当する場合弁理士と特許事務所も含み、以下同様とします）、お客様は、お客様の顧客の利益のために本サービスを使用することができます。お客様が自身の法律事務所又はその他の第三者の紹介者を通じて当社に紹介された場合、当社は、かかる法律事務所／第三者の紹介者に対し、料金、コミッション、ボーナス、又はその他何らかの支払など、1 つ又は複数の種類の金銭的支払いを行うことが出来るものとし、お客様は当社のそのような支払いに同意するものとします。これらの支払いは、かかる紹介に関するもの、及び当社が本サービスを実行するためのお客様の法律事務所又は第三者の紹介者によるサポートサービスに関するものです。このサービスには、事務業務、お客様の法律事務所／第三者の紹介者と当社との間におけるデータの移転、保護、及び管理、案件に関する正確なデータ及び記録の継続的な維持、並びに本サービスに関する日常的な問い合わせに対応するための人員及びその他のリソースの提供を含みますが、これらに限りません。当社がお客様の法律事務所／第三者の紹介者、又はその他の担当者と共に業務を行う場合、それらの者はお客様の正規代理人として業務を行うものであり、当社はお客様の代理人によるサービスに対して責任を負いません。

4. 支払開始日

- a. 当社は、お客様と別途書面で合意した場合を除き、注文書に記載された支払開始日に本サービスの提供を開始します。ただし、(i) お客様が自己の責任を遵守し、(ii) 該当する場合、お客様の IP ポートフォリオ管理ソフトウェアと当社システム間のインターフェイスが完全に統合され、正常に機能し

ており、さらに (iii) お客様が当該権利に関するその他の **IP Maintenance Services** を解除済みであることを条件とします。当社は、支払開始日の前に本サービスを提供する責任を負いません。注文書に記載された「契約期限日」を過ぎてから、お客様の注文書及び／又はお客様のデータが当社に提供された場合、当社の裁量に基づき支払開始日を変更できるものとします。この場合、変更した支払開始日をお客様に通知します。

- b. 当社が、実装の完了又は支払開始日に先立って本サービスを提供する場合は、当社の裁量により当社の標準的業務プロセスの例外として、お客様が提供した指示、情報、データ及び文書のみを依拠して当該サービスを提供していることを、お客様は認識するものとします。お客様は、本権利を登録及び更新するために必要な、支払開始日の前に支払期限が到来する全ての支払いが既に完了していることを確認するものとします。お客様は、例外的なプロセスを行うことにより発生する全ての緊急料金（以下に定義します）を支払うことに同意するとともに、不払いを理由として支払開始日の前に失効する又は既に失効した案件について当社の責任を問わないことに同意するものとします。

5. 責任

- a. お客様は、本合意、Clarivate 規約、及びサービスガイドの規定に基づく義務を遵守し、お客様の正規代理人にかかる義務を遵守させる責任を負います。お客様又はお客様の正規代理人は、関係する第三者（例えば特許商標庁）により設定された期限内に当社が本サービスを実施するために、最新かつ正確で、両当事者が合意した形式により、明確で完全な指示、情報、データ、及び文書を、適切なタイミングで当社に提供しなければなりません。当社は、書面又は当社が承認したオンラインシステム若しくは電子的インターフェイスを通じて提供された指示、情報、データ、及び文書にのみ拘束されるものとします。お客様又はお客様の正規代理人（本サービスに関連して、当社に対して指示、情報、データ、及び文書を提供するようにお客様が指示した法律事務所又は第三者の紹介者を含みます）が当社に提供する全ての指示、情報、データ、及び文書の正確性、完全性、及び適切なタイミングでの提供に当社は依拠するものであり、お客様はこれらに責任を負うものとします。お客様はまた、お客様を通じて当社の製品及びサービスの利益を享受した第三者が何らかの請求を申し立てた場合、かかる請求に対して責任を負い、それに関して発生した損害について当社に払い戻すものとします。
- b. お客様が上記 5a. に基づくお客様の責任又は義務を遵守しない場合（お客様又はお客様の正規代理人が期限に遅れた場合、当社に対し不完全、不正確、又は不明確な指示、情報、データ、又は文書を送付した場合、当社に対して指示、情報、データ、又は文書を提供しなかった場合、又は前項で定めたお客様のその他の責任を遵守しなかった場合を含みますが、これらに限りません）、当社は、かかる原因により発生し得るいかなる損失に対しても責任を負わず、お客様の権利を保全、保護、又は回復するための行為を行う義務も負わないものとします。上記にかかわらず、当社が自らの裁量に基づき何らかの措置を取る場合、お客様は、かかる措置により発生する全ての費用及び料金を当社に払い戻すものとします。

- 6. **期間** 本サービスは支払開始日に開始し、いずれかの当事者が理由の如何を問わず 180 日前までに書面での通知により適法に終了しない限り、有効であるものとします。

7. 料金及び請求書発行

- a. 当社が本サービスについて請求する料金は、以下に記載する要素で構成されます。
 - i. **サービス料** 本サービスの提供を管理する上で必須の、システム、プロセス、及び人員といった主要なサービスに対する料金です。サービス料の金額は、更新の対象である権利の見積数を元に、注文書に記載されます。

- ii. **オフィシャルチャージ** 各法域の登録機関から請求される料金であり、随時変更されます。これには、（該当する場合）期限後に更新料の支払い又は更新書類の提出をするために、関連する登録機関から請求される料金も含まれます。
- iii. **カンントリーチャージ** 特定の法域における更新を実施するために必要なインフラ、人員、プロセス、及び第三者（必要な場合）の料金です。現在適用される当社のカンントリーチャージの料金表（随時更新されます）は、ご要望に応じて提供します。
- iv. **緊急料金** お客様が自らの責任を遵守しなかったこと、又は、お客様の当社に対する指示の結果として発生した、何らかの緊急若しくは遅延の料金をいいます。

当社は、(i) 5%又はお客様の所在国における消費者物価指数（若しくはこれと同様のもの）のいずれか高い方を超えない範囲で、契約年1年につき1度、又は(ii) お客様に対し6か月前の通知を行うことにより、サービス料及び緊急料金を増額できるものとします。オフィシャルチャージ及びカンントリーチャージは、通知なしに随時変更されます。

- b. 当社は、注文書に記載した通貨で請求書を発行し、お客様はかかる通貨で料金を支払うものとします。オフィシャルチャージ、カンントリーチャージ、及び／又は本サービスに関して当社がお客様を代理して支払う他の料金の通貨が注文書の通貨と異なる場合、かかる料金は、当社の **Clarivate** 通貨換算レート表に基づき換算するものとします（「ファンドマネジメントチャージ」といいます）。ファンドマネジメントチャージには、更新料の支払い、為替変動リスク、及び銀行手数料など、グローバルな取引の管理費用が含まれます。
- c. 当社は各更新通知をもって、合計料金の見積もりを通知します。ただし、この金額はあくまでも見積もりであり、お客様は、オフィシャルチャージの変更、カンントリーチャージ、追加サービスの料金、ファンドマネジメントチャージ、追加の緊急料金、又はその他の料金など、いずれかの更新期限に先行する40日以内に当社が受領した指示、情報、データ、又は文書に関して生じる追加の費用及び料金を支払う責任を負います。請求金額は全て支払わねばならないものであり、返金されません。当社が自己の裁量に基づき請求額の調整又はお客様への返金を選択する場合、当社は、かかる問題に対応するための時間、費用、及び経費を反映した金額を請求し、又はかかる金額を維持する権利を留保します。
- d. **リベート** 当社の料金及び商業的ビジネスモデルは、当社による本サービスの提供を通じて当社が第三者から受領する可能性があるリベート、割引、又はコミッション（「リベート」といいます）を反映して算定されています。お客様は、当社が受領する可能性があるリベートに対し、一切の権利を持たず、クレームを申し立てることもできません。
- e. 注文書において何らかの料金の前払いが必要とされている場合、関連する更新通知に記載された更新日のうち最初の更新が到来する日から少なくとも10営業日前（お客様の所在国における10営業日前）までに、かかる料金の全額が **Clarivate** のプロフォーメインボイスで指定された銀行口座に振り込まれた場合のみ、当社は本サービスを実施する義務を負うものとします。
- f. 当社はお客様のご要望に従い、お客様のベンダー請求システムに対応できるように努力します。ただし、お客様は当社に対し、当該システムに必要な事項の全てを記載した書面を提供しなければなりません。必要事項に何らかの変更があったときも同様とします。お客様は、お客様のベンダー請求システムで請求書を処理するために必要な全ての情報を提供しなければならず、さらに、該当するサービスガイドに記載された事項を遵守しなければなりません。これは、案件番号及び担当者情報を提供することも含みます。当社がお客様のベンダー請求システムにアクセスするために発生した追加費用は、お客様に請求されます。当社がお客様のベンダー請求システムを使用できない場合、又は当該システムにおいて請求書が処理できない場合でも、お客様は請求書の支払いに対して責任を負うものとします。

8. 責任

- a. 当社がデータ検証サービスを提供する範囲において、かかる検証は、データ抽出の時点で、第三者データソースが正確である程度においてのみ、正確であるものとします。当社は、当社が第三者データソースに依拠したことにより生じたいかなるエラー又は欠落に対しても責任を負いません。
 - b. 当社は法律事務所又は特許事務所ではなく、当社のサービスは法的アドバイスではありません。
 - c. 当社は、当社の管理範囲を超える第三者の業務実施又はコンプライアンス（以下を含みますが、これらに限りません）について、責任を負いません。（i）お客様の IP ポートフォリオ管理ソフトウェア及び第三者の IP 管理システム（当社サービスとの統合が可能である場合であっても）、（ii）お客様の正規代理人又はお客様が希望した出願代理人のいずれか、（iii）お客様の権利の更新を登録又は発効させる責任を負う公的な登録機関による遅延、エラー、若しくは脱落、又は（iv）本契約の範囲外の何らかの義務。お客様は、本サービスに関連して発生した請求を譲渡又は移転することはできません。これは、当該請求の発生事由が契約、不法行為、又はその他であるか否かに関わりません。
9. **年間最低金額** お客様は、注文書に記載されたサービス料合計の最低金額が契約年ごとに請求されることに、同意するものとします。各契約年において請求された実際のサービス料が年間最低金額に満たない場合、請求された実際のサービス料と年間最低金額との差額の請求書がお客様宛に発行されます。お客様はこれを支払うことに同意するものとします。
10. **準拠法** 注文書に別途記載された場合を除き、お客様の郵便物送付宛先住所が北米又は南米に所在する場合は米国バージニア州法を準拠法、バージニア州裁判所を管轄裁判所とし、お客様の郵便送付宛先住所が北米又は南米以外に所在する場合は、イングランド及びウェールズ法を準拠法、イングランド裁判所を管轄裁判所とします。

IP Payment Services

1. 定義

- 1.1. 「IP Payment (IP 支払い)」とは、ある特許又は商標の知的財産権を維持するための公式な請求に対する支払いをいいます。
- 1.2. 「IP ルール」とは、特定の法域の意匠、特許、及び商標の個々の権利と関連する権利のルール集で当社が集積したものです。これには、法律、法的要件、料金、計算、及び文書の要件を含みますが、これらに限定されるものではありません。
- 1.3. 「開始日」とは、お客様が当社に対して IP 支払いの実行を指示し始めた日をいいます。

2. **ライセンス** お客様が弁護士又は法律事務所である場合（該当する場合弁理士と特許事務所も含み、以下同様とします）、社内業務目的には、お客様の顧客の利益のために当社サービスを使用することが含まれます。

3. **サービス** お客様による料金の支払い及び以下に定められたお客様の責任の遵守を条件として、当社は、商業的に合理的な技術及び注意をもって、お客様又はお客様の正規代理人の指示に基づき、お客様を代理して IP 支払いを実施します。

4. **責任** 各当事者は、<https://ipmanagementsolution.com/dashboard/documents> から入手できるサービス文書に従って業務を行うことに同意します。お客様が（i）期限を逃した場合、（ii）不完全又は不明確な指示を当社に送付した場合、又は（iii）該当するサービス文書の規定を遵守しなかった場合、当社は、その結果発生し得るいかなる損失に対しても責任を負わず、お客様の権利を保全、保護、又は回復するためのいかなる義務も負わないものとします。上記に関わらず、当社が当社の裁量に基づき何らかの措置を取る場合、お客様は、かかる措置により発生する全ての費用（合理的な弁護士又は弁理士費用及び経費を含みますがこれらに限りません）を当社に払い戻すものとします。

5. **開始日** 開始日は、お客様の注文書に記載された期間内でなければなりません。お客様の注文書に記載された期間内にお客様が支払指示を始めなかった場合、開始日は自動的に当該期間の最終日になります。

6. 年間コミットメント数 お客様は、開始日以降の1年間におけるIP支払い指示の最低回数をコミットするものとします。年間コミットメント数は、お客様の注文書に記載されます。実際の支払い指示が年間コミットメント数に達しない場合、お客様は、開始日から初期契約期間の最終日又はその時点で有効な更新期間の最終日までの期間において、実際に指示されたIP支払いと年間コミットメント数との差に対するサービス料を支払うものとします。さらに、お客様が直近12カ月間においてIP支払いを1度も指示しなかった場合には、当社は30日前の通知により本合意を解除することができます。

7. 期間 本契約期間はお客様が注文書に署名した日に始まり、開始日から3年間継続するものとします（「初期契約期間」といいます）。それ以降の期間は、いずれかの当事者が適法に終了させない限り、自動的に12か月間更新されるものとします。初期契約期間の後、各当事者は、相手方当事者に対して少なくとも90日前までの書面で通知することにより、自らの都合によりお客様の注文書を終了させることができます。当該終了は、90日の通知期間終了後に続く四半期の最終日に有効となります。

8. 早期終了 当社の違反によりお客様が終了した場合を除き、初期契約期間の最終日に先立つ終了はお客様による違反とみなされるものであり、注文書に記載の初期契約期間の年間コミットメント数に対して支払われるべき全てのサービス料がお客様に請求されるものとします。

9. 料金及び請求書発行

9.1. 当社が本サービスについて請求する料金は、以下に記載する要素で構成されます。

9.1.1. サービス料 本サービスの提供を管理する上で必須の、システム、プロセス、及び人員といった主要なサービスに対する料金です。サービス料の金額は、更新の対象である権利の見積数を元に、注文書に記載されます。

9.1.2. オフィシャルチャージ 各法域の登録機関から請求される料金であり、随時変更されます。これには、（該当する場合）期限後に更新料の支払い又は更新書類の提出をするために、関連する登録機関から請求される料金も含まれます。

9.1.3. カントリーチャージ 特定の法域における更新を実施するために必要なインフラ、人員、プロセス、及び第三者（必要な場合）の料金です。現在適用される当社のカントリーチャージの料金表（随時更新されます）は、ご要望に応じて提供します。

9.1.4. 緊急料金 お客様が自らの責任を遵守しなかったこと、又は、お客様の当社に対する指示の結果として発生した、何らかの緊急若しくは遅延の料金をいいます。

当社は、(i) 5%又はお客様の所在国における消費者物価指数（若しくはこれと同様のもの）のいずれか高い方を超えない範囲で、契約年1年につき1度、又は(ii) お客様に対し6か月前の通知を行うことにより、サービス料及び緊急料金を増額できるものとします。オフィシャルチャージ及びカントリーチャージは、通知なしに随時変更されます。

9.2. 当社は、注文書に記載した通貨で請求書を発行し、お客様はかかる通貨で料金を支払うものとします。オフィシャルチャージ、カントリーチャージ、及び／又は本サービスに関して当社がお客様を代理して支払う他の料金の通貨が注文書の通貨と異なる場合、かかる料金は、当社の Clarivate 通貨換算レート表に基づき換算するものとします（「ファンドマネジメントチャージ」といいます）。ファンドマネジメントチャージには、更新料の支払い、為替変動リスク、及び銀行の手数料などを含む、グローバルな取引の管理費用が含まれます。

9.3. 当社は各更新通知をもって、合計料金の見積もりを通知します。ただし、この金額はあくまでも見積もりであり、お客様は、オフィシャルチャージの変更、カントリーチャージ、追加サービスの料金、ファンドマネジメントチャージ、追加の緊急料金、又はその他の料金など、いずれかの更新期限に先行する40日以内に当社が受領した指示、情報、データ、又は文書に関して生じる追加の費用及び料金を支払う責任を負います。請求金額は全て支払わねばならないものであり、返金されません。当社が自己の裁量に基づき請求額の調整又はお客様への返金を選択する場合、当社は、かかる問題に対応するための時間、費用、及び経費を反映した金額を請求し、又はかかる金額を維持する権利を留保します。

- 9.4. **リベート** 当社の料金及び商業的ビジネスモデルは、当社による本サービスの提供を通じて当社が第三者から受領する可能性があるリベート、割引、又はコミッション（「リベート」といいます）を反映して算定されています。お客様は、当社が受領する可能性があるリベートに対し、一切の権利を持たず、クレームを申し立てることもできません。
- 9.5. 注文書において何らかの料金の前払いが必要とされている場合、関連する更新通知に記載された更新日のうち最初の更新が到来する日から少なくとも **10 営業日前**（お客様の所在国における **10 営業日前**）までに、かかる料金の全額が **Clarivate** のプロフォーマインボイスで指定された銀行口座に振り込まれた場合のみ、当社は本サービスを実施する義務を負うものとします。
- 9.6. 当社はお客様のご要望に従い、お客様のベンダー請求システムに対応できるように努力します。ただし、お客様は当社に対し、当該システムに必要な事項の全てを記載した書面を提供しなければなりません。必要事項に何らかの変更があったときも同様とします。お客様は、お客様のベンダー請求システムで請求書进行处理するために必要な全ての情報を提供しなければならず、さらに、該当するサービスガイドに記載された事項を遵守しなければなりません。これは、案件番号及び担当者情報を提供することも含みます。当社がお客様のベンダー請求システムにアクセスするために発生した追加費用は、お客様に請求されます。当社がお客様のベンダー請求システムを使用できない場合、又は当該システムにおいて請求書が処理できない場合でも、お客様は請求書の支払いに対して責任を負うものとします。
- 10. 商標デポジット** お客様は、お客様の注文書に記載された支払いサイクルに基づき、商標支払いの年間コミットメント数に対する特定の割合（%）と等しいデポジットを一括で支払うものとします。このデポジットは、査定リストが最初に公表された時点で請求され、その後発行される請求書には適用されません。そのため、お客様アカウントのクレジットとなります。このデポジットから手数料を差し引いた金額が、契約終了日から **6 か月**後に返金されます。
- 11. エラー** 当社は、お客様が当社に提供するコンテンツの正確性に依拠するものであり、お客様が提供するコンテンツに起因するエラー又は遅延に対して責任を負いません。当社に落ち度があるエラーであって、当該エラーが是正可能である場合、お客様の唯一かつ排他的な救済措置は、当社によるエラーの是正のみとします。この場合、お客様に費用は発生しません。
- 12. IP ルール** 当社は、本サービスの提供に使用される IP ルールの決定において、商業的に合理的な努力及び信頼できる情報源を用いています。ただし当社は、法律及び規制、書類の要件、又は出願に使用されるフォームの正確性、完全性、又は解釈につき、いかなる保証も行いません。当社は法律事務所又は特許事務所ではなく、当社のサービスは法的アドバイスではありません。
- 13. 代理人** 本サービスの通常の提供形態で使用する代理人の所在地に関わらず、また、該当する地域の法令において必要とされるか否かに関わらず、当社による本サービスの提供に現地代理人を使用することに、お客様は同意するものとします。本合意において、代理人は下請業者とはみなされないものとします。

Knowledge Processing Partners

1. Knowledge Processing (a) ライセンス 注文書に記載の通り、お客様は、当社データをダウンロード、検索、抽出し、お客様の取引先内部で使用するための作業成果物を作成し、承認されたチャンネルを通じてお客様の取引先に提供することができます。 **(b) 出典** 作業成果物にはそれぞれ以下の表示を行わなければなりません。「本文書には、Clarivate Analytics の©【特定の製品名】（日付）に由来するデータが含まれています。無断での転載・使用を禁じます。本資料のいかなる部分も、＜＜お客様＞＞の明示的な許可なく、形式や手段（電子的手段、機械的手段、写真、磁気的手段その他の手段を含みます）の如何を問わず、複製、検索システムへの保存、伝送を行うことを禁じます。」 **(c) 処理ツール** 当社が書面で明示的に許可した場合を除き、お客様は、作業成果物の作成にあたり、当社に由来するか当社が提供したサービスやその他のツールや解析のみを用いて当社データを処理することができ、独自の又は第三者のツール

や解析或いはその他の方法を用いて処理してはなりません。疑義を避けるために明記すると、本条項は、標準的な生産性ツール（ワードプロセッシングツールやスプレッドシートツールなど）の使用を制限するものではありません。 **(d) 限定的使用** お客様は、処理されたデータが作業成果物の基礎を成し、かつ作業成果物に組み込まれる範囲に限り、処理されたデータを作成し使用することができます。お客様は、当社データや処理されたデータを単体で提案、販売、ライセンス、又はその他の方法で提供してはならず、さらに本合意に明記されていない目的や方法で当社データや処理されたデータを複製、販売、ライセンス、又はその他の方法で提供や使用してはなりません。 **(e) 変更** 作業成果物や承認されたチャンネルが、他のサービスや製品と統合又は連携する場合など、作業成果物や承認されたチャンネルの性質が著しく変わる場合、お客様は 90 日以上前に書面で当社に通知するものとし、変更後の作業成果物や承認されたチャンネルに関する当社データの使用について、事前の書面による承認を得なければなりません。それに対し、当社は本合意を解約したり、変更後の作業成果物や承認されたチャンネル経由での当社データの使用を禁止することができ、その場合当社は、前払された未使用分の料金を按分して返金するものとします。 **(f) 期間** 注文書に別段の定めがない限り、本ライセンスは 12 か月後に自動的に満了となり、データに関する新規の注文書の合意によってのみ更新することができます。

2. 料金 **(a) 増額** 注文書に記載された検索やエクスポートの使用制限を超えた場合、お客様は、各契約年度の終了時に追加料金を支払う責任を負います。 **(b) 通知** 契約上の使用上限を超えた場合、各期間末に、超過使用量と適用される料金を明記した e メールを送付して、お客様に通知します。 **(c) 使用レポート** 当社は、お客様がご自身の使用を確認できるよう、四半期ごとに使用レポートを送付します。超過使用料金を避けるために契約期間の途中でライセンスのアップグレードを希望される場合は、Clarivate の営業担当者へご連絡ください。

3. 所有権及び義務 **(a) 所有** 作業成果物及び承認されたチャンネル（ただし、基盤データや情報サービスを除きます）の一切の知的財産権を含む権利、権原及び利益の全てはお客様の所有物であり、これらの所有権はお客様に帰属します。本合意で明示的に規定する場合を除き、当社はこれらの権利を一切取得しないものとします。 **(b) 非独占性** 当社は、作業成果物や承認されたチャンネルと競合する可能性や同一又は類似の機能が備わったサービスや製品について、調査、開発、生産、マーケティング、ライセンス又は販売に従事することができるものです。本合意のいかなる規定も、当社がこれらの活動を独自に行うことを妨げるものではありませんが、当社がそれらの行為についてお客様の秘密情報を利用しないことを条件とします。お客様は、当社が独自に行う類似又は同一の作業成果物や承認されたチャンネルの作成を妨げることを目的として、作業成果物、承認されたチャンネル又はそれらの構成要素に基づく一切の請求を当社に対して提起しないものとします。お客様がこれらの請求を行った場合、又はその他の方法により当社が独自に類似又は同一の作業成果物や承認されたチャンネルを作成することを妨げようとした場合、当社は、コモン・ロー上又は衡平法で認められるその他のあらゆる権利と救済措置の行使に加え、本合意を直ちに終了することができます。 **(c) 表明及び保証** お客様は、(i) 作業成果物や承認されたチャンネル（当社がお客様に提供した形式や方式の基盤データを除きます）及びその使用、並びに、(ii) お客様による当社データの変更や処理が、いかなる適用法や知的財産権も侵害せず、これらに違反しないことを表明し、保証します。 **(d) 補償** お客様は、お客様が処理したデータ、作業成果物、承認されたチャンネル、当社データの変更や処理、又はお客様の業務に起因又は関連して何等かの請求が提起された場合、その請求について、当社、当社の関係会社及び第三者プロバイダーを防御し、補償し、免責しなければなりません。 **(e) 存続** 本条項の効力は、本合意や関連するデータ又は情報サービスの終了又は満了後も存続します。

Law Update Service

サービス 法令等アップデートサービス（「法令等アップデート」といいます）がお客様の注文書に記載されている場合、当社はおお客様に対し、以下に記載の通り、各法域における法律や規則に関するアップデート情報を提供します。法令等アップデートの利用には、Clarivate が提供する IP マネジメントソフトウェアの有効なライセンスが必要です。FoundationIP 及び Ipendo ソフトウェアについては、お客様のソフトウェア上で法令等アップデートの配信設定が自動的に有効となるため、当社が提供するアップデート情報が

適切に配信され使用できる状態になっているか、お客様側の設定を確認してください。その他のソフトウェアについては、管理サービスも併せてご購入いただいている場合を除き、お客様自身でソフトウェア内にアップデート情報を取り込む必要があります。

2. 対象データ 当社は、以下の表に定める知的財産の種類及び法域について、知的財産権の審査手続きや維持に関連する特定の日付の計算である法令等アップデートを提供します。当社は、適宜、法律等アップデートの充実化に努め、対象範囲や法域を変更する場合があります。別段の記載がない限り、法令等アップデートには、特許、商標、意匠、実用新案が含まれます。対象となる法令及び法域は、以下の通りです。

関連する法律又は規則	対象となる法域*
優先権の期限	パリ条約の法域
優先権証明書の提出期限	主要法域
方式審査に関する期限、審査請求の期限、オフィス・アクションの期限、使用等にかかる要件（商標出願）を含む、一次手続きの期限やアクション	主要法域
異議申立の期限	主要法域
更新料支払いの期限	主要及びその他の法域
更新料支払いの猶予期間	主要及びその他の法域
名目的な実施の要件（該当する場合）	主要及びその他の法域
使用の証明の要件（商標）	主要及びその他の法域
加盟国	主要法区域

*「主要法域」とは、オーストラリア、カナダ、中国、ドイツ、日本、英国、米国、欧州連合（商標および意匠のみ）、欧州特許庁（特許出願のみ）、マドリッド協定議定書（国際商標のみ）、特許協力条約（国際特許出願のみ）をいいます。「その他の法域」とは、各知的財産に関して当社が現在又は将来把握する法律情報の対象国又はその他の知的財産法域をいい、随時通知するものです。

3. 管理サービス 管理サービスがお客様の注文書に記載されている場合、当社はおお客様に対し、法令等アップデート設定（ワークフローや関連するテーブルの計算ルール、作成、コンフィギュレーションを含みます）のインポート及びコンフィギュレーションのためのコンサルティングサービスを提供します（「**法令等アップデート管理**」といいます）。知的財産法の設定が1年以上アップデートされていないお客様に対しては、追加料金が適用される場合があります。法令等アップデート管理の初回納品に先立ち、当社は、お客様ソフトウェアのコンフィギュレーション及び環境をマッピングします。ソフトウェアコンフィギュレーション及び環境の重大な変更に伴う追加マッピングや関連コンサルティングサービスには、追加料金が必要となります。法令等アップデート管理には、カスタムコンフィギュレーション（お客様が作成したワークフロー、計算ルール、レター、ステータスリマインダーなど）に関するサポートは含まれません。当社は、このような追加サービスに対して料金を請求する権利を留保します。

お客様は、当社と協力し、各法令等アップデート管理の納品後5営業日以内に内容の確認と承認を行うお客様側担当者を指名しなければなりません。お客様と当社が、法令等アップデート管理をオンサイトで提供することが適切であると合意した場合、当社は、合理的かつ実施可能な限り速やかにそれを実施するものとします。お客様は当社に対し、旅費、宿泊費を含む、全ての費用を支払うものとします。

4. 免責 当社は、法令等アップデートを提供するにあたり、商業的に合理的な努力を払い、信頼できる情報源を利用していますが、法令等の正確性、完全性、解釈、文書要件、又は出願に使用される書式について、いかなる保証も行いません。当社は法律事務所又は特許事務所ではなく、法令等アップデートは法的助言ではありません。

Literature Review & Search Strategy Management

1. 有害事象 (AE) 報告 Clarivate は、該当する注文書における AE 報告要件に従うものとします。前述にかかわらず、Clarivate、その関係会社、従業員又は下請業者は、Clarivate によるサービス提供の結果として AE 又は死亡が報告された場合、本契約に基づき AE を認識した又は死亡を知ったものとはみなされないとします。

2. 下請業者 該当する注文書において明示的に禁止されない限り、Clarivate は、サービスの履行に関して、Clarivate の従業員、契約社員及び派遣社員からなる人員を使用することができるものとします。Clarivate は当該人員に対し、本合意に関連した義務の履行を開始する前に、本合意の条件と同等又はそれ以上の義務を負う契約を書面で締結させるものとし、Clarivate の人員に適用される本合意に基づく義務を遵守させるものとします。前述にかかわらず、本契約の条件に従った上で、Clarivate は、引き続き (i) 主たる契約者であるものとし、(ii) 自己の義務の履行について責任を負うものとし、(iii) 自己の人員の作為又は不作為について、Clarivate 自らの作為又は不作為と同様に単独で責任を負うものとします。

3. Literature Review サービス お客様がお客様の第三者プロバイダーからライセンスされている素材について、Clarivate が本サービスを履行するためにアクセスする旨を、お客様は当該第三者プロバイダーに通知しなければなりません。また、お客様は、該当する注文書で予定される通りにライセンス素材を使用するための適切な権利を、お客様の第三者プロバイダーから確保しなければなりません。これには、Clarivate の従業員または下請業者がお客様のライセンスに基づいて当該素材にアクセスしそれを使用するための許諾を得ることも含まれます。Clarivate による本サービスの履行に必要な範囲で、ライセンス素材に関して生じた質問を Clarivate が当該プロバイダーに直接問い合わせることが、お客様の第三者ライセンス上で秘密保持義務違反とならないようにお客様は取り計らわねばなりません。検索のコンフィギュレーション及び検索結果は、お客様が所有するものとします。お客様が Search Strategies Management を購入していない場合、検索戦略についての責任はお客様のみが負うものとします。インポート及びレビュー目的の検索は、お客様の指示及び承認、並びにお客様の定義する基準及び注文書に追記される基準にのみ、基づくものとなります。お客様の指示に基づく検索戦略は、お客様及び Clarivate が文書化します。

4. Search Strategies Management Search Strategies Management は、薬物安全性のアラートを含め、アラート管理のために Dialog Alerts Manager を併用することができます。お客様のニーズに最も適した特定の検索またはアラート戦略を開発及び管理する責任は、お客様のみが負うものとします。検索またはアラート戦略は、お客様の指示及び承認、並びにお客様の承認する基準にのみ、基づくものとなります。お客様の指示に基づく検索又はアラート戦略は、Clarivate が文書化します。お客様と Clarivate との間において、検索のコンフィギュレーション、検索結果及びアラートは、お客様が所有者するものとします。

MarkMonitor

本条件の記載に従い、MarkMonitor 製品条件は、MarkMonitor プロフェッショナルサービスに適用されます。

MarkMonitor Domain Services

1. 登録及び使用情報 適用法により要求又は許可される場合、調査や他の目的のために、当社は、お客様の登録情報を当社の業務において使用すること、公開すること、又は第三者に直接提供することができます。

2. 個人データ お客様は、ドメイン名レジストリで明確に要求される場合を除き、ドメイン登録におい

て当社に個人データを提供しないことに同意します (例えば、個人の e メールアドレスではなく、会社の e メールアドレスをご提供ください)。個人データを当社が収集する場合、当社はお客様に以下をお知らせします。(i) 情報を収集する理由、(ii) 意図される情報の受領者、(iii) 必須の情報と任意の情報意、及び、(iv) 保管されている個人データのアクセスや修正方法。当社による登録者データの使用については、当社のプライバシー通知 (<https://clarivate.com/privacy-center/>) をご確認ください。お客様は、お客様が提供した登録者データが公に利用可能なデータベース(WHOIS など)で共有されることに同意するものとします。

3. 料金 (a) 変更 適用されるレジストリ費用が変更された場合、当社は、その変更を反映するため、お客様への通知をもっていつでも料金を変更することができます。

(b) 払い戻し 以下の場合、お客様は控除や払い戻しを受けることはできません。(i) 不正や不誠実な登録が行われた場合、(ii) ICANN の統一ドメイン名の紛争解決ポリシーによるドメイン紛争又は第三者による訴訟で敗訴した場合、又は、(iii) レジストリが破棄を決定した場合。

(c) 不払い お客様は、注文書に別段の定めがない限り、請求書の日付から 30 日以内に、一切の控除なく、適用される税金とあわせて、当社料金及び合理的費用を支払わなければなりません。当社による催告から 30 日以内にお客様がその支払いを行わなかった場合、影響を受ける各ドメイン登録及び関連する全ての法的権利は当社に移転されるものとし、影響を受けるドメイン登録は「クライアントホールド (clientHold)」(そのドメイン名に関する e メール及びウェブサイトが無効になること) となります。

4. 強制的な変更 以下の場合、当社は、登録を停止、キャンセル、破棄、移転、変更、又は開示することができます。(i) 適用法、規則、規制、又はポリシーに従うため、又は規制当局や政府当局から指示された場合、(ii) 当社又はレジストリオペレーターによる登録の誤りを修正するため、(iii) 登録されたドメイン名に関する紛争を解決又は回避するため、(iv) お客様が本合意の重大な違反を犯し、是正を求める通知を書面で受領してから 30 日以内には是正されない場合。

5. お客様による保証 お客様は以下を保証し表明するものとします。(i) サービスを実施するために当社が合理的に要求した場合、速やかにその情報を提供すること、(ii) お客様が当社に提供する全ての情報が、常に最新、完全、かつ正確なものであること、(iii) お客様の指示に従ったことで、第三者の権利を侵害したり、第三者の権利に抵触したりしないこと、(iv) ドメイン名の移転を依頼する場合、そのドメイン名についてお客様が所有権を有しているか、又は移転について所有者の承諾を得ていること、v) お客様が第三者を代理して本サービスを使用している場合、その第三者に対して本合意及び ICANN の統一ドメイン名の紛争解決ポリシーの全ての条件を遵守させる適切な権限を持つものとし、また、その第三者から、これら全ての条件に対する明示的な同意を得ていること、(vi) お客様が、適用されるドメイン名レジストリオペレーターの規則及び規制を常に遵守すること。

6. お客様による免責 ドメイン名に関するサービス (登録、移転、ローカルプレゼンス、ドメインマスキング、中国における ICP 登録証明書および実名認証確認支援サービス、ドメインロック及びスーパーロックサービス、クリアランスハウスサービス、お客様による又はお客様を代理して行われた各ドメイン名の使用などを含みますがこれらに限定されるものではありません) より生じる又はこれに関連して第三者から請求が提起された場合、お客様は、その請求から当社、当社の関係会社、第三者プロバイダー、並びにこれらの子会社、関係会社、承継者、譲受人、ライセンシー、取締役、役員、従業員及び代理人を防御し、補償し、免責しなければなりません。本条項は、本合意や適用されるデータ又は情報サービスの終了又は満了後も存続するものとします。

7. 責任の否認 (a) 第三者 当社は、レジストリオペレーターや第三者レジストラによる作為や不作為、又はこれらの者が提供するその他のサービスについて責任を負わないものとします。

(b) 保証の否認 当社は、いずれのドメイン名についても、登録、移転、又は更新が可能であることを保証しないものとします。

(c) 所有権 当社は所有権の証明を要求することなく移転の依頼を処理するものとし、これについて何ら責任を負わないものとします。

(d) 終了 サービス終了後のお客様のドメイン名について、当社は責任を負わないものとします。

(e) レジストリオペレーター ドメイン名の登録について、レジストリオペレーターはお客様に対し何ら責任を負わないものとします。

8. 紛争 (a) 紛争ポリシー お客様は、随時更新される ICANN の統一ドメイン名の紛争解決ポリシー

(<http://www.icann.org/dndr/udrp/policy.htm>)及びレジストリが採用するドメイン名の紛争解決ポリシーの全てを遵守するものとします。

(b) 準拠法 当社を通じて登録されたお客様のドメイン名の使用に関連する又は起因する紛争は、以下のいずれかの裁判管轄権に服するものとします。(i) お客様の所在地、又は (ii) 当社が属する法域 (現在は、米国ボイジー、アイダホ、及び英国ロンドン)

9. ICANN 及びレジストリ要件 ドメインサービスを依頼することにより、お客様はドメイン登録者とみなされ、全てのドメイン登録者に適用される ICANN 及びレジストリに関連する要件 (随時更新される可能性があり、更新された場合はその最新版) を遵守しなければなりません。具体的な要件の一覧については、<https://markmonitor.com/legal/domain-management-terms-and-conditions> をご参照ください。ICANN レジストロ認定契約 (RAA) に基づき、当社は、RAA (現行版 <https://www.icann.org/resources/pages/approved-with-specs-2013-09-17-en>) 第 3.7.7 条の特定の条件をお客様に遵守いただくことを要求されています。本合意との間に齟齬がある場合、レジストリと ICANN の規定が優先します。

10. プレミアム DNS サービス MarkMonitor はお客様に対し、第三者プロバイダー(「プロバイダー」といいます)を通じて、プレミアム DNS (「PDNS」といいます) サービスを提供します。それにより、割り当てられた DNS ネームサーバーインフラストラクチャが DNS の問い合わせに応答します。当社は、お客様に対する 30 日前の書面による通知をもって、プロバイダーを、PDNS サービスの提供能力が実質的に同等であると当社が判断した他の第三者プロバイダーに任意に変更できる権利を留保するものとします。

(a) 利用規約 お客様は、社内業務目的にのみ PDNS サービスを使用できるものとし、本サービスを他社に再販することや、お客様が承認した従業員、代理人又は代理人以外の者に本サービスへのアクセスを許可することはできません。本サービスが本条件を遵守のうえ使用されることについては、お客様が単独で責任を負うものとします。

お客様とそのエンドユーザーは、以下の許容されない目的のために PDNS サービスを使用しないことに同意するものとします。(a) 適用法によって禁止されている方法での PDNS サービスの使用、(b) 第三者の権利 (知的財産権を含みますが、これに限定されません) を侵害するような方法での PDNS サービスの使用、(c) 侵入、侵害、中傷又は違法な目的での PDNS サービスの使用、(d) プロバイダーの合理的な裁量により、直接的又は間接的にプロバイダーのシステムやネットワークに悪影響をもたらすと判断されるような方法による PDNS サービスの使用 (プロバイダーのネットワーク上のサーバーの過負荷、又はプロバイダーのネットワークの一部がブロックされることなどを含みますが、これらに限定されません)。

(b) データ お客様は、お客様が本サービスに関連してアップロードしたデータ及びその他の方法でプロバイダーや MarkMonitor に提供したデータを使用する権利を有していること、及びお客様が提供した全ての情報とデータが正確であり、これらを適時更新することを表明します。このような全てのデータの所有権はお客様に帰属しますが、プロバイダーは PDNS サービスの提供に必要な用途でかかるデータを使用することができます。お客様は、集約化された形式で、かつお客様の識別が不可能な場合に限り、プロバイダーが理由の如何を問わず、お客様のトラフィックデータを使用できることに同意するものとします。

(c) 免責 PDNS サービスは、「現状有姿」かつ「現状のまま」プロバイダーから提供されるものであり、プロバイダー及び MarkMonitor (その従業員と関係会社を含みます) は、本サービスの安全性やサービスに中断やエラーが生じないことの保証や約束など、PDNS サービスや PDNS サービスの使用により得られた結果について、明示又は黙示の法令又はその他のいかなる保証や表明も行わないものとします。

お客様と MarkMonitor 間の合意のいかなる条項にも関わらず、法律で容認される最大限の範囲において、プロバイダーが本サービスの実行を怠ったことに対するお客様の唯一かつ排他的な救済は、以下に規定されるサービスクレジットのみとします。

(d) PDNS サービス お客様のサービス期間中、プロバイダーは、PDNS サービスに関連してプロバイダーが管理や展開をしているネームサーバーのインフラストラクチャ (「ネームサーバーインフラストラクチャ」といいます) へのアクセスを可能にする義務を負います。ネームサーバーインフラストラクチャには、PDNS サービスに関連してプロバイダーが提供するアプリケーションプロトコルインターフェイス、ゾーントランスファーメカニズム、アップデートシステム、及び他の顧客がアクセス可能なその他のデータアクセスや操作手段 (以下総称して「周辺インフラストラクチャ」といいます) を含みません。お客様は、

お客様とプロバイダーとの関係において、PDNS サービスがプロバイダーの所有物であること、ドメインネームサーバー、ソフトウェア、及び全てのデータ (PDNS サービスを通じてお客様やそのエンドユーザーが提供したデータを除く)、さらに PDNS サービスバイスの提供や運用にあたりプロバイダーが使用、開発又は導出したノウハウについて、プロバイダーが独占的に所有しており、該当する場合は、これらが著作権やその他の適用される知的財産法で保護されており、お客様はその所有権を主張しないことについて了解し、同意するものとします。本合意のいかなる条項も、方法の如何にかかわらず、PDNS サービス (同サービスに含まれるソフトウェアやデータを含みますが、これに限定されません) の修正、翻案、変更、複製、リバースエンジニアリング (適用法で許可される範囲を除く) 又は逆アセンブルを行う権利をお客様に付与するものではなく、またお客様はこれらの行為をしないことに同意します。PDNS サービスは、プロバイダー独自の裁量により、価格の変更を含め、その全部又は一部を変更又は中止されることがあります。かかるサービス変更後にお客様が PDNS サービスを継続して使用した場合、お客様は当該変更を受け入れたものとみなされます。ただし、どのような場合においても、その理由を問わず、お客様は常に、少なくとも 30 日前の書面による通知をもって、PDNS サービスの全部又は一部を終了する権利を持つものとします。プロバイダーは、本合意の既存の守秘義務と矛盾しない方法で、お客様の秘密情報を保護する義務を負っています。

(e) サービスクレジット 以下に規定する中断期間 (以下「中断」といいます) を超えてプロバイダーが本サービスを提供できなかった場合、その中断に対する唯一かつ排他的な救済措置として、クレジット (「サービスクレジット」といいます) がお客様に発行されます。サービスクレジットは、発行の翌月に適用されるか、お客様のサービスが終了する場合は、その金額に相当する料金の期間、お客様のサービス期間が延長されます。

サービスクレジットの申請は、中断の発生後ただちに、ただし中断の発生より 3 日以内に、お客様が customer.service@markmonitor.com へ e メールを送信することで行わなければならない、関連する詳細情報と関係書類が添付されていなければなりません。中断発生より 3 日以上経過して申請が行われた場合、サービスクレジットは適用されません。

サービスクレジットの利用を判断するにあたり、以下のように「中断」を解釈します。

プロバイダーがその合理的な商業上の判断により、サービス中断が 1 分以上発生し、1 暦月における連続停止時間が 4 時間未満であると判断した場合、当社は、お客様の依頼に応じて、その月のお客様アカウントに 1 日分のサービスに相当する料金を按分して控除します。

プロバイダーがその合理的な商業上の判断により、サービス中断が 1 暦月中に連続して 4 時間以上続いたと判断した場合、当社は、お客様の依頼に応じて、その月のお客様アカウントに 1 週間分のサービスに相当する料金を按分して控除します。

ただし、次の事由によって生じた PDNS サービスのエラー、遅延、ダウンタイム又は使用不能 (「例外」といいます) については、中断の判断において除外されるものとします。(i) 本合意に基づく、プロバイダー又は MarkMonitor による PDNS サービスの停止又は終了、(ii) お客様又は第三者による作為又は不作為、(iii) PDNS サービスに適用される使用制限の不遵守、(iv) お客様やお客様が承認したユーザーが提供又は設定した情報やコンフィギュレーションの誤りや不足、(v) プロバイダーから提供された場合の 4 つの DNS ネームサーバーのホストネームを全て使用しなかったこと、(vi) PDNS サービスの誤用 (vii) お客様や第三者の機器、アプリケーションプログラミング、ソフトウェア、システム又はネットワークに起因するエラー、遅延、ダウンタイム、又は使用不能、(viii) ネームサーバーインフラストラクチャ又は周辺インフラストラクチャの外部で発生したネットワークの不通、(ix) お客様、MarkMonitor、これらの代理人やサプライヤーに対する第三者による悪意のある行為、(x) プロバイダーによる計画的メンテナンス又は緊急メンテナンス、(xi) テロ行為、サイバーテロ、その他の不可抗力 (xii) プロバイダーの合理的な制御を超えるその他の事由。

(f) 料金 PDNS サービスの料金は、100 万クエリ (100 万未満は四捨五入) 当たり 25 米ドルで、お客様の使用実績を元に毎月請求されます。このサービス料金は、払い戻しの対象外です。料金は、適用される通貨に合わせて調整されます。ゾーン又はレコードに対する追加料金はなく、お客様はこれらを上限なしに利用できます。MarkMonitor は、お客様の要望により、追加の月額料金で追加サービスアドオンを提供します。全ての料金には、源泉徴収税その他の適用される公租公課 (付加価値税やその他同様の売上税を含みますが、これらに限定されません) が課されます。ただし、当社の収益に課される税を除きます。

(g) 停止 プロバイダーは、独自かつ合理的な判断により、本合意に基づくお客様の義務の違反、第三者の権利の侵害又は適用法、規則、規制の違反が発生した、又はその可能性があると判断した場合、お客様への通知や賠償を要することなく、PDNS サービスを直ちに停止する権利を有するものとします。この停止は、お客様がその停止事由を是正するまで継続します。停止期間中も、料金全額の支払い義務があります。

Metacore with Genomic Analysis Tool

1. ライセンス お客様は、独立した商業的価値を有さず、当社、当社の関係会社又は第三者プロバイダーが提供するサービス (又はその本質的な部分) の代替として使用できない程度の当社データの限定的な抜粋を、お客様が取引先に配布するレポート内に組み込むことができます。

2. データの使用 当社は、お客様から提供されたクエリデータを、お客様の指示に従い、本合意に基づく当社の義務の履行を目的とする場合に限り使用するものとします。

(a) 特定 当社は、データを使用してドナーの再特定を行わず、データの構成要素とドナーとのつながりの再解明を目的とする活動をせず、活動への参加も行わないものとします。

(b) 安全対策 当社は、データを不正な滅失、不正使用、不正開示又は不正アクセスから保護するため、管理面、技術面及び物理面における適切な安全対策を講じるものとします。

(c) 不正使用 当社は、データの不正使用や不正開示を把握した場合、お客様に報告するものとします。

3. 保証 お客様は、以下を表明し保証するものとします。

(a) お客様が当社に提供するデータは全て識別情報が除去されており、移転前に、医療保険の携行性と責任に関する法律 (HIPAA) に係る基準に従って完全に非特定化されていること。並びに、

(b) お客様がデータの提供元である個人から (i) 本合意の条件に従って解釈や研究を行うためにデータを移転及び使用すること、及び、(ii) お客様又は当該個人の所在地外にデータを移転することについて、十分な情報に基づく明確なインフォームドコンセントを得ていること。

4. プライバシー お客様が当社に提供したデータに関して、当社による本合意又はお客様の指示に準拠した行為に起因して第三者からデータ保護やプライバシーに関する法律や規制の違反を申しだてる請求を提起された場合、お客様は、その請求について当社、当社の関係会社及び第三者プロバイダーを防御し、補償し、免責するものとします。本条項は、本合意や適用されるデータ又は情報サービスの終了又は満了後も存続します。

5. 報告 お客様は、本合意に基づく権利や義務に関する地方当局や国際機関への報告や通知について責任を負います。

6. 保持 お客様は本合意の終了後 5 年間、レポートを作成するためにいずれかの時点で検索したデータを識別できるようにすることを唯一の目的として、当社サービスから選別した記録をお客様のサーバーに保持することができます。

Metaminer Consortium

1. 定義 「プロジェクト」とは、プロジェクト成果の開発を意図したコンソーシアのメンバー (「メンバー」といいます) によるコラボレーションを意味します。「プロジェクト成果」とは、プロジェクト中にその全てが開発され、そのプロジェクトの直接的な成果として当社が納品した新規の独立製品を意味

します。プロジェクト成果には、パスウェイマップが含まれることがあります。

2. プロジェクト成果 (a) お客様は、プロジェクト期間中、MetaCore の有効なライセンスを維持する必要があります。プロジェクト成果は、お客様の MetaCore ライセンスを通じて利用可能になります。(b) 本メンバーは、プロジェクト成果がいずれかのメンバーに最初に納品された日から 12 か月間、そのプロジェクト成果に含まれるパスウェイマップ（「パスウェイマップ」といいます）の独占的権利を有します。当社は、この独占期間中、メンバー以外の者にパスウェイマップを配布しません。(c) 第 2 条 (b) 項にかかわらず、当社は、独占期間中、(i) 非メンバーへのデモンストレーションや当社の内部目的のために、パスウェイマップを自由に使用すること、(ii) パスウェイマップから名称・数値データ及び非インタラクティブな静止画像を開示すること、並びに、(iii) プロジェクト成果（パスウェイマップは除きます）を自由に使用し、配布することができます。(d) プロジェクト成果の使用や配布には、お客様の MetaCore ライセンス及び情報サービスの利用規約が別途適用されます。

3. プロジェクトマネジメント (a) **プロジェクト委員会** 各メンバーは、自身の代理人となり、議決権を行使する研究者をプロジェクト委員会に任命します。プロジェクト委員会は、プロジェクトの全体的な方向性を提示し、当社又は当社が雇用した者に、可能な限りプロジェクトプランに沿ってプロジェクトを日常的に管理する権限を与えます。(b) **議決** 本条件に別段の規定がある場合を除き、プロジェクト委員会は無記名投票の多数決によって運営されます。各メンバーは、その時点でプロジェクトの責任を負っている限り、全ての決定において 1 回の投票を行う権利が与えられます。(c) **プロジェクトプラン** プロジェクト委員会は、プロジェクト開始から 30 日以内に、当社と共有するワークプランと公式なマイルストーン（「プロジェクトプラン」といいます）を作成し、それを採用するものとします。プロジェクトプランは、議決権を持つメンバーの 3 分の 2 以上の同意をもっていつでも変更できます。

4. 期間及び終了 (a) お客様は、30 日以上前に書面で通知することにより、その時点におけるプロジェクトの年度末をもってメンバー資格を終了することができます。また、お客様は、メンバーの 3 分の 2 以上の賛成により、プロジェクトのマイルストーンが実質的に未達成であるという合意がなされた場合、直ちに参加を中止することができます。(b) 当社は、有効なメンバーが 3 名以下となった場合はいつでも、プロジェクトを直ちに終了することができ、その場合、合理的に可能な限り速やかに終了を通知するものとします。当社はまた、お客様の MetaCore ライセンスが何らかの理由で終了した場合、お客様によるプロジェクトへの参加を直ちに終了させることができます。

5. 所有権 (a) 本プロジェクトにおいて当社が独自に又はメンバーや第三者と協同で開発した全ての作業成果物は、当社の独占的財産であり、またお客様は本合意により、お客様が当該作業成果物に対して持つ現在及び将来の全ての権利を当社に譲渡するものとします。また、当該作業成果物についてのお客様の著作権人格権を行使せず、お客様のユーザーにも行使させないものとします。(b) 当社は、本プロジェクトの実施に関連してお客様やその代理人から提供された情報、プレゼンテーション、論文、データ、ソフトウェア、機器又はその他の資料、並びにロゴ、商標、装丁やイメージ及びその他のブランド要素をホスト、使用又は修正することができます。

6. サポート 本プロジェクト期間中、当社は、お客様が有効なメンバーである限り、プロジェクト成果の達成に向けたサポートを（当社の通常の営業時間内に当社の裁量に基づいて）提供します。要望があれば、当社は、保守サービス（新規データを用いたパスウェイマップの編集、研究論文の注釈、新規バイオマーカーの追加など）や、その他プロジェクト成果に関する合意に基づくその他のサポートサービスを合意した料金で提供することができます。

OFF-X

1. ライセンスの保証 お客様は、本データベースの使用及び当該使用の結果に関し、規制及び安全性についての要件の責任をお客様のみが負うことに同意するものとします。OFF-X のサブスクリプション期間中、お客様は、お客様が MedDRA の有効なライセンスを保持し続けていることを保証し表明します。MedDRA サブスクリプションの要件についての追加情報は、<https://www.meddra.org/faq> をご参照ください。

2. OFF-X データ OFF-X により提供されるデータは、出版物、会議資料、症例報告、及び第三者により提供された情報など（「第三者エビデンス」といいます）を含むエビデンスに基づいています。第三者エビデンスは、関連性及び信頼性があると当社が判断した情報源から得られたものですが、これらの情報源は当社がコントロールするものではありません。当社は情報源について、監査や独立した検証を行うことはありません。

提供されるスコアは、既知の医薬品有害事象又はターゲット／クラス有害事象を裏付けるエビデンスの強さを推定し分類するものであり（「スコア」といいます）、関連度スコアではなく、医薬品、ターゲット又はクラスと有害事象の間の因果関係や頻度を確認するものではありません。スコアは有害事象又は薬物有害反応の重症度を表すものではありません。お客様は自己の責任において、当社がお客様に提供した情報、データ、レポート、価値、統計、スコア又は第三者エビデンスの正確性、十分性、完全性、信頼性及び適時性を確認しなければなりません。

3. OFF-X Real World Evidence Dashboard OFF-X Real World Evidence Dashboard はシグナル検出方法ではなく、特定の医薬品安全監視規制に準拠するものではありません。これは法令により要求されたものではなく、研究のみを目的として追加のツールを提供することが意図されています。症例安全性報告は、社内での一連のデータ処理後にキュレーションされており、規制機関、他の第三者ソリューションプロバイダー、又はお客様の組織内で使用されるものとは異なる可能性があります。確立した統計的方法で計算されているとはいえ、このような状況において、また症例安全性報告数の違いによって、統計的価値も異なる可能性があります。

4. 規制機関へのレポート お客様は、医薬品の承認プロセス期間中及び医薬品安全監視レビューにおいて、お客様が製造するまたは市場に出す医薬品に関する安全性の考察をサポートするために Off-X のデータを使用することができ、また、そのような安全性の考察を進めるためにお客様が当該規制機関向けに作成する静的なレポート及び文書（「レポート」といいます）に、最大 10 個までの表、図またはグラフ（「図表」といいます）を含めることができます。図表は、レポートの付随的かつ本質的ではない部分でなければならない、レポートの主たる価値はお客様自身のコンテンツにあるものとします。そのようなレポートに含められる図表を除き、Off-X データを他の方法で外部と共有したり、外部に配布したりしてはなりません。各レポートには、次の表示を含めなければなりません。「ここに含まれる特定のデータは、Clarivate の Off-X データベースに由来しています。無断転載・使用を禁じます。Clarivate は、ここに示されるデータの正確性又は完全性についていかなる表明又は保証も行わず、このレポートの使用に関するいかなる種類の責任を負うこともありません。いかなる場合においても、レポートに掲載されている Clarivate のデータは、将来の出来事又は状況をどのような形であれ予測するものではなく、そのような予測への依存を推測させたり暗示させたりするものでもありません。」

Patient Connect

- 1. メッセージのコンテンツ** お客様は、配信されるメッセージのコンテンツについて責任を負うものとします。また、お客様は、メッセージのコンテンツが、本サービスにおいて使用される前に、お客様の医療、法務及び薬事規制委員会（「MLR」といいます）によるレビュー及び承認を受けていることを保証するものとします。
- 2. ライセンス** 当社は、本サービスの一環として（注文書で合意された場合）、社内での分析及び調査の目的に限りお客様が使用することができるデータや知見を提供することがあります。このようなデータは、常に Clarivate IP であり続けるものとします。

3. **終了** 本サービス完了前に本合意を終了させることをお客様が許可されており、お客様がかかる終了を選択した場合（ただし Clarivate の本合意違反による終了の場合を除きます。）、お客様は、当該終了前に発生した第三者の料金を Clarivate に支払わなければなりません。

ProQuest Dissertations & Theses: Custom Data Sets

ライセンス お客様は、社内の非商業的な目的に限り、(i) サービスから得られたデータ要素の数値分析または統計分析に PQDT Citation Index カスタムデータセット（「データセット」）を使用すること、(ii) お客様の独自のデータ分析および専用ツールで使用するためにカスタムデータセットをダウンロードすること、(iii) 認定ユーザーが検索できるようにデータセットをインデックス化し、実行した検索の結果を表示すること、及び (iv) (i) から (iii) の結果で構成される派生データベースを作成することができます。

制限 お客様は、データセット又は派生データベースのいずれの部分も配布、サブライセンス又は公開してはなりません。注文書に明記されている場合、お客様は、指定されたプロジェクトのためにのみ、データセット及び派生データベースを使用することができます。

所有権 データセット及び全ての派生データベースは当社の独占的な財産であり、全ての権利は当社が保有します。

出典 お客様は、お客様のライセンスで許可されたデータの使用の際には必ず、以下の出典表示を付すものとします。

ProQuest Dissertations & Theses Citation Index のコンテンツを表示する全てのページ又は表の下部には、次の著作権表示を含めなければなりません。：

© [年度を入力] Clarivate

当社データの使用（レポートでの使用を含みます）には、次の通知を含める必要があります。

「ここに含まれる特定のデータは、Clarivate の ProQuest Dissertations & Theses Global database ©（日付）に由来しています。無断転載・使用を禁じます。Clarivate の事前の書面による同意なく、この資料の全部又は一部を複製又は再配布することはできません。」

Proquest Platform & Ebooks

1. オンライン研究サービス お客様は以下に述べる通り、お客様内部の研究、参照又は教育を目的としたオンラインでの研究のために本製品を使用することができます。ただし、当該使用は、本契約の明示的条件に違反してはなりません。

(a) 研究及び分析 お客様及びお客様の認定ユーザーは、本製品に含まれる情報の合理的な量を、教育又は調査（図、説明、例、コメント、批評、指導又は分析を含みます）を目的として使用することができます。

(b) デジタル及び印刷コピー お客様及びお客様の認定ユーザーは、以下の場合、本製品で表示される記事又はその他の著作物の合理的な量をダウンロード又はプリントアウトすることができます。(i) 「フェアユース」及び「フェアディール」の原理に基づき許容されるお客様内部又はお客様個人の使用のための場合、(ii) 法的手続で使用するが法律により求められる場合、又は (iii) 規制当局の承認又は規制目的のために、当該情報を第三者に対して提供する場合。ただし当該コピーは再配布禁止であることを受領者に対して通知しなければなりません。本製品の検索によって取り出す資料のダウンロード、印刷及び電子保管は全て、オンラインシステムから直接、それぞれ印刷又はデジタルコピーを行わなければなりません。

(c) 電子的保存、コースパック及び内部使用 お客様が本製品の特性又は機能を回避しないことを条件として、お客様及びお客様の認定ユーザーは、本製品に収録されている記事又はその他の著作物（又はそ

の一部)への永続的リンクを、電子的保存システム、オンラインコースパック、及びイントラネットサイトに含めることができます。ただし、当該資料へのアクセスが認定ユーザーに限定される場合に限り、明らかな説明のために記すと、お客様は、サブスクリプションを持たず許可されていない学校、図書館、組織又はユーザーによる本製品の使用又はこれらの利益を目的とした本製品の使用のためのアクセスを有効にしてはなりません。

(d) フェアユース/フェアディーリング お客様は、本製品又は本製品で検索し取り出したあらゆる資料について、Clarivate 又は当社のライセンサーの著作権又はその他の所有権を侵害するような公開、放送、販売、使用を行うことはできず、本製品又は当該資料へのアクセス提供を行うこともできません。お客様及びお客様の認定ユーザーは、本製品内に収録されている資料を、米国法又はイングランド法でそれぞれ定義される「フェアユース」又は「フェアディーリング」の原理に基づき使用することができます。

2. 学術機関 お客様が学術機関、学校又は公共図書館である場合には、以下のライセンス権も適用されます。

(a) 図書館間相互貸借 (ILL) お客様は、本製品で検索し取り出した資料のデジタル又は印刷コピーを他の図書館に貸し出すことができます。ただし、以下を条件とします。(i) 貸出しは、受取図書館による本製品のサブスクリプション又は元になった著作物(たとえば、新聞紙、雑誌、書籍など)の購入に置き換わる方法や規模で行わないこと、(ii) お客様は、本合意に記載された通り、特定のコンテンツ又はライセンサーに適用されるあらゆる特別条件を遵守すること、(iii) 電子書籍に関して、コピー作成は、書籍のごく一部分に限定されること、(iv) お客様は、ILL に関する全ての法令を遵守すること。

(b) 学問的共有 お客様及びお客様の認定ユーザーは、第三者である同僚に対し、その個人的使用又は学問的、教育的調査研究での使用のために、本製品を検索し取り出した資料の最小限の、本質的ではない部分を、ハードコピー又は電子で提供することができます。ただし、いかなる場合においても、そうした共有は、受取人又は受取教育機関による本製品のサブスクリプション又は元となった著作物の購入に置き換わる方法や規模で行わないことを条件とします。

3. 法人機関 お客様が本合意の明示的規定に違反しないことを条件として、認定ユーザーは、調査及びレポートをお客様組織内及び他の認定ユーザーと共有することができます。ただし、取引に応じた価格設定が生じる場合があること、及び認定ユーザーがコンテンツ上の著作権やその他の表示を削除しないことを条件とします。お客様及びその認定ユーザーは、サブスクリプション取得組織外で検索又は文献を共有することはできません。サブスクリプション組織以外と記事を共有するためには、認定ユーザーは、記事の再配布許可の取得について、発行者に直接連絡するか、又は著作権クリアランスカンパニーに連絡しなければなりません。許可取得後は、当該記事は Clarivate から取得したものとして出典を表示しなければなりません。

4. 制限 本条件で明示的に許可された場合を除き、お客様及びお客様の認定ユーザーは、以下を行ってはなりません。

a) Clarivate IP の全体若しくはその一部を、又は Clarivate IP をその他の製品、サービス若しくは資料の一要素として、販売、サブライセンス、配布、表示、保存、複製、修正、逆コンパイル、逆アセンブル、解明、変形、リバースエンジニアリング、ベンチマーキング、フレーミング、ミラーリング、翻訳又は移転を行うこと。

b) Clarivate 又は当社のライセンサーが本製品上又は本製品の検索で取り出される資料上に掲載した著作権及びその他所有権の表示を削除すること。

c) 本製品内若しくは本製品の検索で取り出される資料内に含まれた使用制限又は保護デバイスを回避すること。

d) ペネトレーションテストを実施すること又は本製品を使用してサービス妨害攻撃を実行すること。

e) Clarivate のシステムに対する自動検索(負荷のない統合検索サービスを除きます)を実施すること(これには自動化された「ボット」、リンクチェッカーやその他のスクリプトを含みます)、又はその他の方法で本製品からデータのスクレイピングを行うこと。

f) 許可されていない学校、図書館、組織若しくはユーザーによる本製品の使用又はこれらの利益を目的とした本製品の使用のためのアクセスを提供すること。

g) 本製品又は本製品で検索されたあらゆる資料について、Clarivate 又は当社のライセンサーの著作権又はその他の所有権を侵害するような方法で、公開、放送、販売、使用、アクセスの提供を行うこと。

h) Clarivate 又はそのライセンサーの製品若しくはサービスと競合するかそれらを妨げる製品（ツール、アルゴリズム又はモデルを含みます）を生成又はサービスを実施するために、本製品を使用すること。

i) 本製品からメタデータのテキストマイニング、データマイニング又は収集を行うこと、第三者の技術や人工知能、アルゴリズムやモデルと併せて本製品やその基盤となるデータを使用すること、若しくは人工知能、アルゴリズムやモデルを開発又は訓練するために本製品やその基盤となるデータを使用すること。

j) 本製品から取得した資料を発信又は再配布すること。

k) 形式の如何にかかわらず、資料のコレクションであってその全て又は重要な部分が本製品で構成されるものを作成するために、本製品の全部又は一部をシステム化又は規則的な方法等でダウンロードすること。

l) 適用法又は第三者の権利に抵触する情報を本製品上に保存すること。

5. 映像及び音声製品のストリーミング 音声及び映像ファイルは、インターネット上でストリーミングサービスを通じて提供されます。お客様及びお客様の認定ユーザーは、本製品内に含まれるストリーミング映像又は音声について、ダウンロード又はその他の複製を行わないものとします。公の実演を行うことが可能なコンテンツの場合には、お客様は、合理的な授業や教育での利用を除き、いずれの実演に関しても、ライセンサーおよび著作権者から許可を取得しなければなりません。

6. MARC レコード MARC レコードは、特定の本製品に関して注文書に別段の定めがない限り、お客様のオンラインパブリックアクセスカタログ（OPAC）又は共有オンラインカタログ（WorldCat など）に配置することができます。

7. 学者／研究者プロフィール 学者プロフィール内に含まれるデータは、同僚間での研究及び協力を促進するために使用するものです。お客様とお客様の認定ユーザーは、大量メール送信やマーケティング目的で、学者プロフィールをエクスポートしたりその他の利用をすることはできません。

8. 電子リソースの発見、アクセス及び管理 電子リソースの発見（Summon、360 Link など）、アクセス、および管理サービスに関して、お客様は、お客様が本製品に投稿する全ての具体的なデータ（これには、お客様作成のメタデータ、書誌情報、所蔵物及び貸出データなどが含まれる場合があります）について一切の権利、権原及び利益を保持するものであり、お客様は Clarivate に対し、本製品を運用及び改善するという限定的な目的のために加工しないで当該データを使用することを許可するものとします。また、当該情報は、第三者に対して集計された形式でのみ提供できるものとします。特定のユーザーの身元に関する情報を含んだ未加工の利用状況データは、いかなる第三者に対しても、お客様の許可なく提供されないものとします。本合意の明示的な規定に違反しないアクセス、使用及び共有であることを条件として、お客様及びお客様の認定ユーザーは、次に掲げる事項を行うことができます。(a) お客様が所有している又はライセンスを取得している図書館リソースの発見、管理及びアクセス提供を行うために、本製品及び本製品から得た情報にアクセスすること。(b) 本製品により提供されたレポート及びリストを作成、保存及び保持すること。(c) 第三者アプリケーションとの間で、当該本製品から取得したお客様自身の図書館所蔵物に関するデータを共有すること。ただし、事前に書面で Clarivate に通知されており、かつ、全ての価格設定情報が適用法令上認められる最大限の範囲で秘密として保持されている場合に限り、(d) お客様の図書館ウェブサイト上で利用できる図書館カタログにおいて、メタデータ、書誌情報及び所蔵物情報を表示すること。

9. 図書館カタログ改良サービス 図書館カタログ改良製品（Syndetics など）に関して、お客様は、お客様自身の図書館 OPAC 又はウェブサイトを増強することのみを目的として、改良サービスを使用することができます。お客様は、本製品のメタデータレコードを MARC フォーマットに転換することはできず、

第三者のアプリケーション、カタログ又はウェブサイトにおいて改良部分を配布若しくは表示することもできません。

10. 分析 本製品の一部には、図書館所蔵物に関連した図書館コレクション分析機能、又は認定ユーザーがレポート、リスト若しくはアラートを作成できる機能が含まれます。お客様及びお客様の認定ユーザーは、本製品により提供されるそれらの分析又はリストを作成、ダウンロード、保存及び保持することができます。Clarivate は、比較並びにメトリクスを目的として、また顧客ニーズの理解を深めるために、本製品における図書館の所蔵物やその他の情報を使用できるものとします。

11. 永久アーカイブライセンス お客様の注文書に記載された通りお客様が永久アーカイブライセンス (PAL) によって当社の永久ライセンスコンテンツを保持している場合、お客様の PAL コンテンツは、お客様が本合意の重大な違反を犯したとき、又はライセンス対象が誤りを含む場合、若しくは第三者による侵害申立てやその他の敵対的申立ての対象となる可能性があるときに限り、無効になることがあります。さらに、お客様の PAL コンテンツは、年単位の継続サービス料 (CSF) の支払いを条件として Clarivate プラットフォーム内で維持されます。CSF は、お客様の契約応当日に後払い方式で請求されます。お客様が、お客様の PAL コンテンツにオンラインでアクセスすることができなくなった場合（例えば、Clarivate がオンラインアクセスサービスを廃止する場合など）、又は PAL コンテンツがローカルでロード可能となった場合には、お客様は、Clarivate のシステムや技術と同等かそれ以上の保護システム及び技術を用い、本合意の規定に従って PAL コンテンツの安全かつ制限付きの使用を保証した上で、デジタルコピーを取得することができます。音声ファイルの場合、ローカルアクセスは、DRM によって制限されなければならない、同時ユーザー1名に限定されなければなりません（お客様が、再生数を追跡管理し、録音権及び実演権に関する著作権者への一切の使用料支払を行う場合は、その限りではありません）。ローカルにロードされた資料のいかなる使用も、引き続き本合意に従うものとします。ファイル転送費用については、お客様が責任を負うものとします。

12. データマイニング お客様は、本製品からメタデータのテキストマイニング、データマイニング又は収集を行うことはできません。お客様がローカルにロードした PAL コンテンツのコピーからデータを抽出しコンパイルできるかどうかについては、各コンテンツの制限に従うものとします。許可される場合、お客様は、授業、学習及び研究目的に限り、コンテンツを使用することができます。

13. 補足条件 本製品に含まれる一部のコンテンツには、そのコンテンツにのみ適用される使用条件があります。コンテンツ特有の条件は、それに関連したコンテンツ上で表示されるか、又は当該製品に組み込まれたシステム及びテクノロジー内に埋め込まれています。第三者のデータベース又はコンテンツが補足条件の対象となる場合、それらの条件は、注文書上で明確に規定されており、当該製品の使用を著しく変更するものではありません。

14. 認定ユーザー 「認定ユーザー」とは、お客様の注文書に記載されたお客様の主たる拠点及び追加的なサイトに関して、以下の者をいいます。

(a) 公共図書館の場合：図書館職員、お客様がサービスを提供されている合理的なエリアの居住者、及びウォークインの利用者（当該サイトを訪れている間のみ）

(b) 学校やその他の学術機関の場合：在籍中の学生、教員、職員及び客員研究員、及びウォークインの利用者（当該サイトを訪れている間のみ）

(c) 法人組織の場合：お客様の従業員及び個々の契約社員であって、各自の業務を遂行中の者
明確な説明のために記すと、注文書に明確に記載されていない限り、「認定ユーザー」には、関係会社、学術書店、サブスクリプションをしていない機関、及び卒業生は含まれません。

14. 準拠法及び裁判管轄 お客様が米国企業である場合、本合意に起因又は関連して生じるすべての事項は、（法の抵触の原則にかかわらず）デラウェア州の法律に準拠するものとし、お客様は、デラウェア州の裁判地に同意するものとします。お客様がカナダ企業である場合、本契約に起因又は関連して生じるすべての事項は、（法の抵触の原則にかかわらず）オンタリオ州の法律、及び同州で適用されるカナダの法律に準拠するものとし、お客様は、オンタリオ州トロントの裁判地に同意するものとします。国際物品売買契約に関する国際連合条約は、本合意には適用されません。

Publons

(a) 追加の定義 「ユーザー」とは、当社サービスに関与する者又は当社サービスとの統合を通じて関与する者をいいます。これには、原稿の査読担当者（「査読者」といいます）、原稿の編集者や雑誌の管理者（「編集者」といいます）、又は原稿の作成者（「著作者」といいます）を含む場合がありますが、限定されるものではありません。「活動」とは、ユーザーが行った作業をいいます。これには、原稿の査読（「査読」といいます）、編集者による原稿の処理（「編集」といいます）、又は原稿の作成（「著作」といいます）を含む場合がありますが、限定されるものではありません。「ユーザーデータ」とは、ユーザーに帰属するもので、契約に従い、またユーザーから許可を得てお客様が当社に提供する個人データを意味し、個人の連絡先情報及び本活動に関する情報が含まれますが、これらに限定されるものではありません。ただし、ユーザーが直接当社に提供するデータは含まれません。

(b) お客様が組織である場合、お客様のユーザーが適用される規約の条件とガイドラインを遵守することに対して、お客様が責任を負うものとします。

Publons 製品のユーザー向け条件：

一般条件 各ユーザーは、(a) 当社に提出する査読について、その登録権を有していることを確認し、(b) 当社に対し、当社が査読の確認や査読者の候補を編集者に提案することなどの関連業務を行うことを許可します。当社は、(i) 要請に応じて匿名性を維持するための努力を払い、(ii) ユーザープロフィールへの査読の追加の可否をユーザー自身が選択できるようにし、(iii) 出版社と協力して匿名性を強化することや、査読の公開を回避することができます。当社は、出版社等の第三者と協力し、自動的にユーザーの査読と個人データを当社に転送することがあります。当社は最善を尽くして査読の確認を行います。査読や査読に含まれる情報の正確さや信頼性について一切の表明、保証、約束を行わず、ユーザーや第三者に対し、査読の記述やウェブサイトのその他一切の記述についていかなる責任や義務も負いません。

Publons へのコンテンツ追加に関するポリシーとガイドライン 各ユーザーは、Publons にコンテンツを追加する際、Publons のポリシーとガイドラインに従わなければなりません。このガイドラインは <https://publons.com/about/terms/> において閲覧可能です。コンテンツは、(a) 研究や資料に関するものである必要があり、1 人又は複数の個人を対象としたもの（個人攻撃）であってはならず、(b) ユーザーが盗用（他者の著作物や考えを本人の完全な承認無しに自分のものであるように示すこと）なく執筆したものでなければならず、(c) ユーザー自身の著作物である場合（この場合は出典へのリンクを追加するものとします）を除き、外部から取得した重要なコンテンツを含めてはならず、(d) 洞察、背景情報、建設的なフィードバックの提供のみを目的としなければならず、(e) エビデンスに基づくものであり、著作物や将来の研究を改善するための提案を含んでいなければならず、(f) 可能な限り（肯定的か否定的かを問わず）過度に感情的な表現を避けなければならず、(g) 商業的な広告や宣伝を含めてはならず、(h) 査読の主題を逸脱するコンテンツ（又は特定の政治目標や社会目標の賛同や促進を行うコンテンツ）へのリンクを含めてはならず、また、(i) 査読に関連してユーザーの利益相反があればそれを開示しなければなりません。査読やコメントへの署名において、読者がユーザーの資格を確認し、査読をその背景の中で捉えることができるよう、各ユーザーはプロフィール（プロフィール写真、履歴、所属、出版物）に誤りがないことを確認します。

コンプライアンスのモニタリング等 当社は、Publons のポリシーやガイドラインの遵守状況について、定期的に査読を審査することができます（ただし、それを約束するものではありません）。違反がある場合、当社は可能な限りユーザーに連絡し、査読を修正する機会を与えられるよう努力します（ただし、これを約束するものではありません）。当社は以下の権利を留保します。(a) 査読を公開しない権利、(b) 任意に査読を修正する権利、(c) 通知せずに査読又は一切の他のコンテンツを削除する権利。ただし可能な限り関係するユーザーに通知するものとします。当社は、違反を発見した場合は、当該査読へのリンクと懸念の内容を記した e メールを info@publons.com 宛に送信し報告することを推奨しています。査読はユーザー自身の見解の表明であり、当社が査読の推薦を行うことはありません。

CC BY 4.0 ライセンス ユーザーは、活動を報告しコンテンツを提出することにより、そのコンテンツを使

用するためのライセンスを当社に付与したものとみなされます。なお、かかるコンテンツは（別段に定める場合を除き、また明示的な一切の制限に従い）、随時修正された又は差し替えられた最新版のクリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際ライセンス（「**CC BY 4.0**」）の条件に従うものとします。著作権はユーザーに帰属しますが、本ライセンスは当社に対し、著者又は出典を適切に表示することを条件に、さらなる許諾を得ることやロイヤルティの支払いなしに、査読を世界中で、媒体を問わず、共有、複製、配布、転送、翻案、商用利用することを許諾しています。

ResearcherID Publons プロフィールをお持ちのお客様は、**ResearcherID** を申請することができます。**Web of Science** でインデックス化された出版物を 1 つ以上をお持ちの場合は、**ResearcherID** が自動的に割り当てられます。お客様は、**ResearcherID** を使用して、お客様との関連付けや、お客様が執筆又は寄稿した記事、論文、レポート、講演、査読及びその他の資料やコンテンツとの関連付けを行うことができます。当社は、**ResearcherID** データの再フォーマット、抜粋、翻案又は翻訳を行ったり、当社や当社の関係会社が提供する製品やサービス（**Web of Science**、**ScholarOne** など）、又はその他の承認された特定の組織（出版社、学会など）が提供する製品やサービスにおいて **ResearcherID** データを永久に使用することができます。なおいずれの場合にも、お客様に対する報酬の支払いはないものとします。お客様は、以下について確認し、同意するものとします。(a) お客様は、**Publons** を通じて公開する情報及び非公開で送信する全ての情報の正確性と完全性について、単独で責任を負うこと。(b) **ResearcherID** データの誤り又は欠落についての責任を当社が負わないこと。(c) 登録や更新にあたりお客様が提供する情報は、正確かつ最新のものであること。(d) お客様自身のプロフィールを正確かつ最新の状態に保つこと。(e) お客様は、お客様や他者の識別情報や、これまでに得た役職、仕事、資格、経験、所属に関する情報について、虚偽の陳述を行わないこと。及び (f) 自身が 18 歳以上であり、**Publons** から削除されたことや、サービスを停止されたことがないこと。また、複数の **ResearcherID** アカウントを保有しておらず、自身の **ResearcherID** を譲渡又は販売しないこと。「**ResearcherID データ**」とは、登録プロセスやその後の更新においてお客様が提供する情報やメタデータ（お客様がお客様自身の **ResearcherID** に関連付けた論文に関するメタデータ、お客様の現在又は過去の勤務先や協業組織に関するメタデータなど）に加え、お客様による **ResearcherID** の使用（お客様が論文を公開する際に追加の識別子として **ResearcherID** を含める場合など）に関連してお客様が提供し、あるいは当社が収集する情報及びメタデータをいいます。

Reviewer Recognition、Reviewer Connect 及び Transparent Peer Review のお客様向け条件：

コンテンツの使用 当社は、(a) 登録したサービスの目的に限定して、適用されるデータ保護法に定義されるデータの「**処理者**」として、お客様に代わりユーザーデータを処理しますが、それ以外の目的で処理することはありません。(b) 関連する雑誌が査読の公開を認める方針を設けており、かつ査読者が査読を投稿することを選択した場合に限り査読を公開します。(c) かかるサービスについてのフィードバックを収集します。(d) ユーザーから明示的に許可を得た目的以外でフィードバックを収集することはありません。当社がお客様に代わってデータ処理者となる場合、当該ユーザーとの全ての連絡について事前にお客様の承認を受けます。ただし、ユーザーがサービスへの「**オプトイン**」を選択した場合、当社は、そのユーザーに直接連絡を取ることができ、連絡の頻度、内容、方法は当社の裁量で決定します。契約が解除又は満了した場合、お客様は、当社サービスに置かれているユーザーデータの保持に対する同意の取得を唯一の目的として、当社がユーザーに連絡できることに同意します。ユーザーから同意が得られない場合、又は回答がない場合、その連絡が行われてから 30 日後にユーザーデータを破棄します。ユーザーが期間中にサービスへの「**オプトイン**」又は登録を行っている場合、当社は更なる同意を要することなく、終了後もそのユーザーデータを保持します。疑義を避けるために付すと、期間中や終了後において、ユーザーがサービスへの「**オプトイン**」又は他の方法で登録を行った場合、当社は自主的に取得した一切のデータの管理者となります。お客様は、本サービスを通じて送られる通信や、本サービスから取得したデータの使用に適用される全ての法律や規制を遵守するものとします。これには、以下に関する法律及び規制が含まれます。(a) e メールを適法に送信するための同意が必要な場合、その同意を取得すること。(b) e メールの内容、及び (c) 登録解除やオプトアウトの仕組みの導入に関する法律や規制。

ScholarOne

1. **社内業務目的** 社内業務目的とは、注文書に記載される出版物、会議及び学会を意味します。
2. **使用情報** お客様は、当社が、本条件に基づき収集する使用情報に加えて、人口統計、サイトトラフィック、使用情報、閲覧や移動のパターン、ユーザーの特性など、お客様による製品やお客様コンテンツの使用に由来する統計やデータベースの集約情報の作成や配布を行う権利を有すること、及び集約情報がお客様や個々のユーザーを識別できない場合に限り、商業目的でそのような情報を使用できることについて、同意します。
3. **個人データ** お客様は、ScholarOne ソリューションで収集と処理が行われる「個人データ」の「管理者」（いずれの用語も、適用されるデータ保護法の定義によるものとします）に該当します。お客様は、管理者として、ScholarOne ソリューションのユーザーに対してプライバシー通知を提示する責任を負います。また、適用法で義務付けられる場合、Clarivate のデータ処理に関する追加条件 (<https://clarivate.com/legal/terms-of-business> で閲覧可能) が適用されます。
4. **Transparent Peer Review** お客様が Transparent Peer Review を購入する場合、以下の条件が適用されます。
 - (a) **個人データ** ScholarOne ソリューションを使用する著者又は査読者が、Transparent Peer Review を利用して査読を公開することを選択した場合、又は自らを査読者として特定する場合、当社は、ピアレビューに関連して当該ユーザーから取得したデータの管理者となります。
 - (b) **査読** 査読は、(i) 著者が査読の公開投稿を選択し、当社の利用規約に従って Web of Science でプロフィールを作成した場合、及び (ii) お客様が関連記事の DOI を当社に提供した場合に限り、公開投稿することができます。著者がオプトインを選択した場合、お客様は当該査読について、目的を問わず（推薦などのプロモーションの目的を含みます）、お客様又は第三者に対する追加の対価なしに、既知の又は今後開発されるフォーマットや媒体で、これを複製、配布、実行及び表示（公に又はその他の方法で）、派生物を作成、翻案、変更、並びにその他の使用、分析及び利用する世界的、ロイヤリティフリー、支払済、非独占的、永続的、取消不可、譲渡可能、再許諾可能なライセンスを当社に付与します。
 - (c) **倫理** Clarivate は、独立した組織として、いかなるジャーナルの編集管理又は出版社のビジネス慣習にも関与せず、これについて責任を負いません。出版社は、自己の出版実績と倫理的な出版基準へのコンプライアンスについて責任を負っています。ジャーナル又は査読者が当社の品質基準を維持できない場合、倫理基準を遵守しない場合、又は Web of Science 編集者が策定した基準を満たさない場合、Clarivate は自己の裁量により、ピアレビューを削除することができます。

ScholarOne Web Services APIs

1. **ライセンス** API とは、ScholarOne ソフトウェアに関するお客様のアプリケーションと、第三者（お客様を含みます）のその他のソフトウェアを接続するアプリケーションプログラミングインターフェースを意味します。お客様は、API を用いることにより、ScholarOne にアクセスして自己のコンテンツを抜粋、取込、保持、表示及び使用することができます。
2. **制限** (i) (a) API を通じてアクセス可能な第三者ソフトウェア、及び、(b) 1 分あたりの API への照会数は、当社の事前の承認を得なければならず、(ii) API を通じてアクセス可能な第三者ソフトウェアに関して第三者が要求するライセンス、同意、承認及びサポートについては、お客様が単独で責任を負うものとします。
3. **サポート** 書面による別段の合意がない限り、当社は API のサポートや更新を行う義務を負いません。

Trademark.com

Trademark.Com の全製品及びサービス向け条件

- 1. ライセンス** お客様が弁護士又は法律事務所である場合（該当する場合弁理士と特許事務所も含み、以下同様とします）、社内業務目的には、お客様の顧客の利益のために当社製品及びサービスを使用することが含まれます。
- 2. 料金** 従量制料金は、Trademark.com のウェブサイト上に公開しており、時宜変更されます。お客様は、お客様のユーザーネームとパスワードに基づく全ての料金を支払う責任を負うものとします。
- 3. 製品及びサービス分類** Trademark.com の製品及びサービスは、情報サービスに分類されます。
- 4. 法的サービスの否定** 当社は法律事務所ではなく、いかなる種類の法的サービスや法的助言も提供するものではありません。当社は、フォームの作成や出願を支援し商標データを提供する技術プラットフォームです。当社は、弁護士の代理を務めるものではありません。当社のカスタマーサービス担当は弁護士ではなく、法的な質問にお答えすることや法的助言を行うことはできません。当社は、お客様の文書の適法性に関する審査、法的結論の導出、お客様の法的権利、救済、防御、オプション、フォームの選択又は戦略について、法的な助言、見解、又は提言を行わず、また、お客様の特定の状況における事実法律を適用することもしません。お客様は、当社のフォーム文書を購入、ダウンロード、使用したとしても、法的助言又は法律事務を受けたとみなされないことを認識し、了解するものとします。お客様はさらに、当社から取得した各フォーム及び該当の指示事項又はガイダンスは、お客様特有のニーズに合わせてカスタマイズしたものではないことを認識し、了解するものとします。弁護士への依頼や、その弁護士との個別の契約に適用される条件を把握することは、最終的にお客様の責任となります。
- 5. 法律顧問** お客様の要求により、適用法で許可される範囲において、当社はお客様の状況から必要と思われる国内外の法域における現地法律顧問を紹介することができます。当社は、当社サービスに関連して法的サービスを提供する場合、そのサービスについて法的費用の負担を分配したり、紹介料を請求したりしません。
 - (a) 推薦の否認** 当社は、法律顧問の職務活動の成果について、いかなる推薦や保証も行わず、お客様の法律顧問が提供したサービスやかかる法律顧問に関連するサービスについて責任を負うものではありません。お客様は、自らが選定した法律顧問と独自の契約を締結するものとします。
 - (b) 利益相反** 当社は法律事務所ではなく、当社のお客様に関する利益相反の有無の調査は行いません。お客様が起用する法律顧問は、利益相反の有無の調査を引き受ける可能性があります。利益相反があった場合、お客様は、お客様の法域において別の法律顧問を起用する必要性が生じる可能性があります。
 - (c) 法律顧問の利用** 法的意見、リスクアセスメント、商標出願、ドメインリカバリーサービスなど、法律顧問から見解を得ることが必要となる可能性があるサービスを当社に注文した場合、**(i)** お客様は、当社とお客様の法律顧問が連絡を取り、関連する秘密情報を共有することを許可するものとし、**(ii)** お客様は弁護士・依頼者間の秘匿特権を維持する責任を負っており、法的サービスに起因する質問がある場合は、お客様の法律顧問と相談し、お客様の法律顧問から助言があった場合のみ当社と共有します。**(iii)** お客様は、弁護士・依頼者間の秘匿特権の範囲が、当社とお客様の法律顧問のやりとり及びぶかについて、お客様の法律顧問に相談しなければなりません。**(iv)** お客様の弁護士・依頼者間の秘匿特権で保護されと思われる情報を開示するよう、当社が法務当局や規制機関から強制されることがあります。**(v)** お客様の法律顧問から受けるサービスには、お客様による法律顧問の雇用条件が適用されます。
- 6. 準拠法及び裁判管轄** 注文書で別段の定めがない限り、準拠法は米国（デラウェア州法）とし、デラウェア州の裁判管轄権に服するものとします。

Unycom

1. 定義

追加サービスとは、当社がお客様に提供するサービスであって、本製品及びサービス条件の第 3 条に含まれないものをいいます。

Hotfix とは、1 つ又は複数の不具合に対処する Unycom Software の改良版で、当社からお客様に提供されるものをいいます。

サービスとは、注文書又は作業明細書に基づき、お客様から注文された製品及びサービスのことをいいます。

サーバーオペレーターとは、Unycom Software のサーバー上での安全なストレージのための場所を提供し、その

サーバーの適切なメンテナンスを管理し保証する会社をいいます。

作業明細書とは、当社が作成した書面であって、完了すべき作業の詳細が記載されており、両当事者が署名したものをいいます。

サブスクリプションとは、本注文書に規定された一定期間、Unycom Software 及び所定のサービスを利用するためにお客様が購入した権利のことをいいます。サブスクリプションには、所定の数のユーザーのためのユーザーベースサービスと、所定の数のトランザクションのためのトランザクションベースサービスが含まれる場合があります。注文書又は作業明細書に記載されています。

システム環境とは、Unycom Software が正しく機能するために必要なお客様のコンピュータシステムの各部分（ハードウェア、オペレーティングシステム、ミドルウェア、サポートソフトウェア、アプリケーションモニタリングなど）をいいます。

トランザクションベースサービスとは、注文書又は該当する作業明細書で定める数のトランザクションを実行する権利を購入するために、お客様が注文するサービスをいいます。

Unycom Software とは、本注文書において詳細が定められた Unycom のソフトウェアのことをいいます。

アップデートとは、当社が提供する Unycom Software のアップデートのうち、軽微な改良（既存の機能の拡張など）を含むものをいいます。重要な改良（新しい特徴、機能、又はモジュールの実質的な追加など）を含むような新しいリリースは、アップデートには含まれません。

ユーザーとは、お客様及びお客様の関連会社の従業員、代表者、コンサルタント、契約社員又は代理人であって、Unycom Software（Unycom Software を通じて提供される全ての注文サービスを含みます）を使用する権限をお客様から付与され、その者のために Unycom Software のサブスクリプションが購入され、お客様（又はお客様の要請により当社）からユーザーID 及びパスワードを付与された者をいいます。

ユーザーベースサービスとは、専用ユーザーが Unycom Software にアクセスし利用する権利を購入するために、お客様が注文するサービスのことをいいます。

2. Unycom Software のサブスクリプション

2.1 サブスクリプション

当社は、本合意に基づき、お客様に対し、Unycom Software にアクセスし、これを使用する権利を許諾します。

3. 料金及びお支払い

3.1 料金

お客様は、本合意に定める全ての料金を支払うものとします。ただし、注文書又はここに別段の定めがある場合を除きます。

- (i) 料金は、購入したサービスに基づくものであり、実際の使用量に基づくものではありません。
 - (ii) 支払義務は、取り消し不可です。
 - (iii) 支払済料金は、返金不可です。
 - (iv) 購入したサブスクリプションの数を、そのサブスクリプション期間中に減少させることはできません。
- サブスクリプション料金は、サブスクリプションの開始日及びその各月応当日に始まる 1 ヶ月ごとの期間で計算されます。従って、ある 1 ヶ月の期間の途中で追加されたサブスクリプションの料金は、その月（1 ヶ月間）とサブスクリプション期間の残りの月数の料金として課金されます。

3.2 追加サービスの料金

お客様が追加サービスを注文した場合、追加サービスの料金は、当社の実工数及び有効な標準日額（1 営業日は 8 営業時間で構成されます）に従って、月単位で課金されます。さらに、通常の営業時間外、及びオーストラリアの週末又はバンクホリデーに行われるサービスには、標準日額の 50%の料金が追加適用されます。

3.3 サービスの停止

本合意又はその他の契約に基づきお客様が支払うべき金額が、支払期限から 3 ヶ月以上経過しても支払われなかった場合、以下の手順が適用されます。お客様に対し、少なくとも 3 回の支払督促が送られます。それでも支払いが行われない場合、当社はお客様に、1 週間以内に当社とお客様とによるマネジメントミーティングを開催するよう要請します。このマネジメントミーティングの後でも支払いが行われず、支払延滞が 6 ヶ月以上と

なった場合、当社はサービスを停止し、お客様の **Unycom Software** 使用権を取り消すことが出来ます。全額が支払われた場合には、当社は、サービス及び **Unycom Software** へのお客様のアクセスを回復させます。当社がサービスやアクセスを停止する権利を行使したとしても、サブスクリプション料金の支払義務は何ら影響を受けません。

4. お客様データの所有権

疑義を避けるため明記すると、当社はデータ管理者ではなく、本合意に基づくいかなるデータの処理も行っておりません。**Unycom** がお客様のデータをホストする権利を有する場合、**Clarivate** 規約第 5 条に定める権利及び条件が適用されるものとします。

5. 期間

本合意は、注文書に記載された発効日（または両当事者が書面で合意した日）に開始し、本合意に従って許諾されたすべてのサブスクリプションの期間が満了するか、又は終了するまで継続するものとします。

6. 下請け

当社は、本合意に基づく当社の義務の履行において、下請業者に従事させる権利を有します。

SCHEDULE 1 第三者製品及びデータフィードサービスに対するインターフェイス

Unycom 製品及びサービス条件に関わらず、お客様は、**Unycom Software** を介して提供される **ip-x-change-Services** について以下の事項に同意するものとします。

1. 定義

インターフェイスとは、当社が提供するインターフェイスであって、処理済のお客様コンテンツを **Unycom Software** に再インポートすることのみを目的として、ユーザーがお客様コンテンツを処理するために第三者の製品又はサービスにアクセスできるようにするものをいいます。

ip-x-change-Services とは、第 5 条（サービス内容）において選択され、説明された関連サービスをいいます。

プロバイダーとは、インターフェイスを通じてお客様がアクセス可能な製品又はサービスを提供する第三者をいいます。

2. **ip-x-change-Services** の使用

- お客様は、**ip-x-change-Services** 及びその派生物を、認定ユーザーのみが使用できるようにするものとします。
- お客様は、**ip-x-change** サービス又は **ip-x-change Services** を通じてアクセスした第三者の製品若しくはサービスをスタンドアロン製品として再販してはなりません。
- お客様は、**ip-x-change Services** を通じてアクセスした全ての第三者の製品又はサービスのいかなる結果も、大量に第三者に転送してはなりません。
- お客様は、お客様の **Unycom Software** の使用に関連しない用途のために、**Smart Docketing Services** を通じてアクセスした全ての第三者の製品又はサービスのいかなる結果も、その本質的な部分を系統的に複製又は再コンパイルできるようにしてはなりません。これらを許可してはなりません。
- お客様は、**ip-x-change Services** を通じてアクセスした全ての第三者の製品又はサービスのいかなる結果も再販してはならず、また、**ip-x-change Services** 自体への不正なアクセスを提供してはなりません。

3. 保証の排除

3.1 全ての第三者の製品及びサービスへのアクセスは、「現状有姿」かつ「現状のまま」で提供されます。当社は、明示又は黙示を問わず、第三者の製品及びサービスの商品性、品質、非侵害性、又は特定目的への適合性について、いかなる保証又は表明も行いません。使用に関する全てのリスクは、お客様が負うものとします。第三者の製品又はサービスの結果の提供に誤りがないこと、完全であること、又は中断されないことについて、いかなる保証もなされません。

3.2 ip-x-change Services を通してアクセス可能な製品及びサービスは、第三者によって提供されるものであり、当社は当該製品又はサービスの管理を行ったり責任を負うものではないことに、お客様は同意するものとします。いかなる場合においても、当社は、お客様による第三者の製品又はサービスの使用や、お客様が第三者の製品又はサービスから得た結果について責任を負いません。

3.3 本合意の第 13 条 (c) 項に関わらず、各当事者の責任は、本 SCHEDULE 1 に基づきお客様が **Unycom** に対して支払った金額及び支払うべき金額を超えないものとします。

4. 知的財産権

お客様は、当社または当社のライセンサーが、**ip-x-change Services** 及び **ip-x-change Services** を通してアクセスされる全ての第三者の製品及びサービス、並びに **ip-x-change Services** 及び全ての第三者の製品及びサービスを提供するためのあらゆるアイテムに関する全ての権利、権原及び利益を保有し、かつ留保することを確認します。ただし、本 SCHEDULE 1 においてお客様に明示的に許諾されたアクセス権は除きます。**ip-x-change Services** 又は第三者の製品及びサービスに関する所有権の権原又は帰属は、本 SCHEDULE 1 に基づきお客様又はいずれかのユーザーに移転されることはありません。

5. サービス内容

お客様は、以下の表に従い合意された範囲内で、**ip-x-change Services** を通して第三者の製品及びサービスと、クライアントデータに関する情報及び管理データとのやりとりを行うことに明示的に同意し、これを許可するものとします。

ip-x-change Services	Unycom Software 内の機能	第三者プロバイダー	サービス内容（出典：Unycom Software Administrator's Guide）	お客様のご注文
USPTO PAIR Integration	USPTO ドキュメント	USPTO – Private PAIR (Twin Dolphin Software, Inc.経由)	Twin Dolphin ウェブサービスと Scan2Unycom メカニズムを ip-x-change Service の Smart Docketing でリンクさせることにより、USPTO ドキュメントを Unycom に自動的にインポートして処理することができます。Twin Dolphin ウェブサービスは、PAIR (Private Patent Application Information Retrieval) からお客様の USPTO ドキュメントを自動的に注文します。その後、Scan2Unycom インターフェイスを通して Unycom での自動インポートの準備が行われます。	☐
Smart Docketing	自動化された受信メール	EIM d.o.o. BUSINESS INFORMATION SYSTEMS Ltd., (ip-x-change 経由)	Smart Docketing サービスと Scan2Unycom メカニズムをリンクさせることにより、PTO 公文書を Unycom に自動的にインポートして処理することができます。この機能を使用するためには、Smart Docketing と Scan2Unycom の両方のモジュールがシステム上で有効である必要があります。 指定されたフォルダから取り出されたドキュメントは、ip-x-change クラウド上の Smart	☐

			Docketing サービスにアップロードされます。Smart Docketing サービスは、当該ドキュメントからデータを抽出し、Scan2Unycom インターフェイスを介したUnycom への自動インポートと、Unycom の受信メールとしての自動処理とを行うための準備をします。	
Annuity Integration	支払サービスインターフェイス	IPAN GmbH (ip-x-change 経由)	ip-x-change 経由で IPAN サービスを利用する場合、IPAN が直接 Unycom Pro でモニターしているポートフォリオを閲覧するために、IPAN への接続を設定することができます。特許、実用新案、意匠については、電子メールによる追加のやり取りを必要とせず、Unycom を通して直接支払を管理することができます。データは自動的にウェブサービス経由で送信されます。	☐
Integrated Analytics (ベーシック)	統合アナリティクスサービス	Birst Inc., (ip-x-change 経由)	統合アナリティクスサービスでは、IP ポートフォリオのグラフ表示を作成し、ip-x-change を介して Unycom で統合します。このサービスは、以下の要素で構成されます。 - 認定ユーザーは、統合アナリティクスサービスで設定されたダッシュボードを閲覧することができます。 - 認定ユーザーは、統合アナリティクスサービスのビジュアライザーを用いて作業を行うことができます。 - 認定ユーザーは、ダッシュボードの検索、作成、編集、削除を行うことができます。 - 認定ユーザーは、ユーザーのホームページに表示するダッシュボードを割り当てることができます。 - 商標ファミリーファイルでは、事前に設定された Country Coverage ダッシュボードを表示することができます。	☐

			- 特許及び意匠のファミリーファイルでは、維持料金のダッシュボードを予め設定して表示することができます。	
--	--	--	--	--

6. 料金及びお支払い

ip-x-change Services のお支払いは、Unycom の「製品及びサービス条件」に規定された支払条件に従うものとします。

Web of Science APIs

1. 適用範囲 以下の条件は、Web of Science API-Expanded、Web of Science API-Lite、Web of Science Starter API、Web of Science Researcher API、InCites API 又は Journal Citation Reports API のうち、該当する製品のお客様による使用に適用されます。

2. アクセス お客様は、Clarivate Developer Portal (<https://developer.clarivate.com/>)、Clarivate の営業担当者、又は営業サポートを通じて、API へのアクセスを依頼することができます。アクセスの依頼については、お客様が責任を負います。API を通じて入手可能なデータは、お客様のサブスクリプションライセンスによって入手可能なデータに限定され、お客様のサブスクリプションでアクセスを許可されているユーザーのみがアクセスできます。サブスクリプションで許可されているクエリーと記録の数を超過すると、ユーザーはそれ以上 API を使用できなくなります。API を通じて入手したデータに対するサブスクリプションライセンスが終了又は満了した場合、それと同時にお客様の API に関する権利が失効し、ダウンロードした全てのデータを削除しなければなりません。ただし、当社が書面で許可した場合や双方が書面で別段の合意をした場合は、この限りではありません。

3. サービス API とはアプリケーションプログラミングインターフェースを意味し、お客様が下記に記載するデータフィールドにアクセスすることができるようにするものです。このデータフィールドは当社によって随時更新されます。ライセンス期間中とその終了後 3 年間、お客様は、ユーザー数、場所、関連する料金など、当社データと API の使用に関する十分な記録を保持しなければいけません。お客様は、合理的な要請を受けた場合、この情報を当社に提供するものとします。

4. 使用権 お客様は、API を使用することにより、サブスクリプションで認められる範囲で、後述のとおり、適用されるライセンスレベルに応じたデータフィールドにアクセスすることができます。注文書に別段の定めがある場合を除き、お客様は、研究プロジェクトとデータ統合の両方で API を使用することができます。

研究プロジェクトでは、以下の目的で API を使用することができます。

- (a) 個々の学術用途のためにデータフィールドの閲覧、使用、ダウンロード、及び印刷を行うため
- (b) 科学的な取り組みを支援するレポートの作成を目的として、当該データに関する特定の研究、数値解析、又は統計解析を実施するため（抄録については、そのような使用に関して法律又は著作権所有者から適切な権利を得ていなければなりません）
- (c) 低頻度、不定期、かつ単発で、さらに通常の学術研究の過程において、独立した商業的価値のない限られたデータの抜粋を配布するため、及び学術連携間でデータやレポートを共有するため。なお、当社、その関係会社又は第三者プロバイダーの提供サービス（又は、その本質的な部分）の代替として使用するなど、上記以外の目的でデータのさらなる配布や使用を行うことはできません。

データ統合では、以下の目的で API を使用することができます。

- (d) お客様のイントラネットや一般公開されているウェブサイトなど、お客様が所有、保守及び管理を行っているウェブサイトの機関リポジトリ、又は認定第三者ソリューション（第 5 条にリストされています）においてデータの抽出、保持及び表示を行うため。ただし、以下を条件とします。
 - (i) かかる機関リポジトリには、お客様のスタッフ、学生、及び提携研究者が執筆した資料又はお客様の組織が出資した資料に関するデータのみを含めることができます。

(ii) かかるリポジトリが一般に公開されている場合、そこには、後述の公開可能なデータフィールドのみを文献又はリサーチャーレベルで含めることができます。

(iii) 当該データは、第三者製品（例えば、推薦サービス、ベンチマーキングや分析用のダッシュボードなど）の追加機能のビルドや既存機能のエンハンスのために使用することはできません。

ライセンスレベル

API を通じて引き出せるデータの量は、各製品以下のとおりです。Web of Science API – Expanded のライセンスレベルは、注文書に別記されていない限り、Basic に設定されます。

Web of Science API Expanded			
プラン	1 秒あたりの リクエスト数	1 年間の Web of Science 文献 数	1 リクエストあたりの Web of Science 文献の最大 数
Basic	2	50,000	100
Intermediate	2	250,000	
Advanced	3	1,000,000	
Premium	5	3,000,000	

Web of Science API Lite		
1 秒あたりの最大リクエスト数	1 年間の Web of Science 文献数	1 リクエストあたりの Web of Science 文献の最大 数
2	n/a	100

InCites API		
1 秒あたりのリクエスト数	1 日あたりのリクエスト数	1 リクエストあたりの Web of Science 文献の最大 数
2	2,000	100

Journal Citation Reports API	
1 秒あたりのリクエスト数	1 サーチリクエストあたりのジャーナルマッチの 最大数
5	50

Web of Science Starter API				
プラン	1 秒あたりの リクエスト数	1 日あたりの リクエスト数	1 年間の Web of Science 文献数	1 リクエストあたりの Web of Science 文献の最大数
Free	1	50	50,000	50
Institutional	5	5,000	n/a	

Web of Science Researcher API				
1 秒あたりのリクエスト数	1 日あたりのリクエスト数	1 サーチリクエストあたりの ResearcherID の最大数	1 リクエストあたりの Web of Science 文献の最大数	1 リクエストあたりのピアレビューの最大数
5	5,000	50	50	10

データフィールド

各製品について、API を介して引き出すことができるデータフィールドは以下の通りです。一般公開可能と表示されたフィールドのみ、一般公開された機関リポジトリに含めることが出来ます。

データフィールド	一般公開可能なデータフィールド	製品ごとの利用可能フィールド					
		Web of Science API - Expanded	Web of Science API - Lite	Web of Science Starter API	InCites API	Journal Citation Reports API	Web of Science Researcher API
UID (固有識別子)	X	X	X	X	X		X
タイトル	X	X	X	X			X
号数	X	X	X	X			X
ページ数	X	X	X	X			
DOI	X	X	X	X			X
巻数	X	X	X	X			X
Times Cited (学術目的に限ります)	X	X		X	X		X
Times Cites Last Update		X					
ISSN/eISSN	X	X	X	X		X	
ISBN	X	X	X	X			
PubMed ID	X	X		X			X
ソース	X	X	X	X			X
ソース URL	X	X		X			
Citing Articles		X					
Citing Articles URL	X	X		X			

出版日	X	X	X	X			X
著者	X	X	X	X			
著者キーワード	X	X	X	X			
文献タイプ	X	X	X	X	X		X
抄録		X					
書籍著者	X	X					
書籍グループ著者	X	X					
グループ著者	X	X					
編集者	X	X					
会議名	X	X					
会議開催場所	X	X					
会議開催日	X	X					
会議スポンサー	X	X					
書籍シリーズ	X	X					
部数	X	X					
補足	X	X					
特集号	X	X					
会議抄録番号		X					
論文番号	X	X					
Cited References		X					
Cited References URL	X	X		X			
キーワードプラス		X					
別刷り著者		X					
別刷り請求先		X					
著者住所/所属		X					X
ResearcherID 番号	X	X	X	X			X

助成金詳細		X					
出版社		X					
主題分類	X	X			X		
Citation Topics	X	X			X		
IDS 番号		X					
書籍の DOI	X	X	X	X			
書籍の章数		X					X
関連レコード		X					
関連レコード URL	X	X		X			
ORCID ID	X	X					
Org Enhanced		X					X
著者順番号 (論文に掲載される著者名の順番)	X	X					X
DOAJ オープンアクセスフラグ (はい / いいえ)	X	X			X		
ジャーナルの期待される引用					X		
ジャーナルの相対被引用度	X				X		
Journal Impact Factor (JIF) (最新年)					X		
研究分野における期待される引用					X		
Percentile					X		
研究分野における相対被引用度	X				X		
Highly Cited Paper	X				X		
Hot Paper	X				X		

国際連携 (はい / いいえ)	X				X		
機関連携 (はい / いいえ)	X				X		
産業連携 (はい / いいえ)	X				X		
オープンアクセス ステータス	X				X		
ジャーナルの JCR URL	X			X		X	
ジャーナルのタイトル	X					X	
ジャーナルの JCR 略称	X					X	
ISO フォーマットの ジャーナルのタイトル	X					X	
過去の変更 (ISSN、出版社、ISO 名)						X	
出版社名称	X					X	
出版社住所						X	
出版社の国／地域						X	
頻度	X					X	
創刊年	X					X	
言語	X	X				X	
研究分野	X					X	
オープンアクセスの 最初と最後の年						X	
Journal Total cites						X	
Journal Impact Factor (JIF) (全 JCR 年)						X	
JIF 5 年間						X	

Immediacy Index						X	
Journal Citation Indicator (JCI)	X					X	
Eigenfactor score						X	
Eigenfactor normalized						X	
Article influence score						X	
Citable Items の数						X	
JIF Percentile						X	
Cited Half Life						X	
Citing Half Life						X	
JIF 及び JCI のための ジャーナルランキング						X	
JIF 及び JCI のための Journal Quartile						X	
JIF 及び JCI のための Journal Percentile						X	
ジャーナル項目の内 訳 (論文、レビュー、 その他)						X	
ジャーナル収録の初 年						X	
ジャーナル収録の最 終年						X	
Gold OA for Citable Items						X	
Non-OA for Citable Items						X	
Other OA – Citable Items						X	
Gold OA for Citations						X	
Non-OA for Citations						X	

Other OA - Citations						X	
Contributing Countries (Top 10)						X	
Contributing Organizations (Top 10)						X	
被引用文献						X	
引用文献						X	
h-index	X						X
Document Count (合計)	X						X
Document Count (年ごと)							X
Total citing publications							X
Total citing publications (自己を除く)							X
Total citations							X
Total citations (自己を除く)							X
Total times cited (researcher 向け)	X						X
Total times cited (researcher 向け, 自己を除く)							X
Author position statistics (first, last, corresponding)							X
ResearcherID claim status							X
Alternative names							X
Affiliation start year							X
Affiliation end year							X
Peer review journal title							X

Peer review journal publisher							X
Peer review date							X
Peer review article title							X
Peer review article DOI							X
Peer review verification status							X
Researcher Subject Categories							X

5. データ統合のための認定第三者ソリューション お客様は、以下に記載する Clarivate の認定第三者ソリューションを API で使用することができます。このソリューションは当社によって随時更新されます。お客様は、当社の書面による事前承認を得ることなく、その他の第三者商業ソリューションを使用してはなりません。

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------|
| - Altmetric | - Papers (旧 mekenosj) |
| - Amplyfi (旧 Deep Web) | - ProQuest Summon |
| - Cayuse | - SoleNovo SoleCRIS |
| - Cosmotron Bohemia- | - Sages Omega PSIR |
| - EBSCOhost Integrated Search | - Suweco |
| - Elsevier Interfolio (Data180) | - Symplectic |
| - Elsevier Pure | - Vidatum |
| - ExLibris MetaLib | - VIVO |
| - LA2 UNI 4.0 | - Watermark Faculty Success |

当社データを含む認定第三者ソリューションにおける各文献レコードには該当するレコードへのリンクを、また、引用回数には該当の文献が引用されている引用文献リストへのリンクを付す必要があります。

6. 出典 お客様は、Web of Science データに関し、次の出典表示を付す必要があります。

通知

Web of Science のコンテンツを表示する各ページ・表の最下部には、次の著作権表示を含める必要があります：

© [年度を入力] Clarivate

当社データの使用（レポートでの使用を含みます）では、次の通知を含める必要があります。

「ここに含まれる特定のデータは、Clarivate の©[特定の製品名]（日付）に由来しています。無断転載・使用を禁じます。Clarivate の書面による事前の同意なく、この資料の全部又は一部を複製又は再配布することはできません。」

第三者ソフトウェアにおける Web of Science へのリンク表示方法

第三者ソフトウェアから **Web of Science** へのリンクを付す場合、ユーザーインターフェース上に表示されるテキストはリンクタイプに依存します（下記を参照してください）。テキストには **Web of Science** 上の適切なページへのハイパーリンクを設定する必要があります。製品名はイタリック体で表示するものとします。

リンクタイプ	表示するテキスト
フルレコードリンク	<i>Web of Science</i> でレコードを閲覧する
引用文献リンク (Times Cited Count にリンクされていない場合)	<i>Web of Science</i> で引用文献を閲覧する
著者レコードリンク	<i>Web of Science</i> で ResearcherID を閲覧する

第三者ソフトウェア上で、**Web of Science Times Cited Count** 及び関連する引用文献リンクを表示する方法

Web of Science Times Cited Count 又は **Web of Science Times Cited Count** に関連付けられた引用文献リンクを表示する場合、第三者ソフトウェアでは、以下の例のように、「**Web of Science Times Cited**」というテキストを用いて引用回数を表示する **Times Cited Count**（引用回数）が **Web of Science** からのものであることを明示しなければなりません。第三者ソフトウェアプロバイダーは、任意に、表示された数値からユーザーを **Web of Science** 上の引用文献ページへリダイレクトさせるハイパーリンクを設定することができます。

例： *Web of Science Times Cited* : 35

7. 定義

レコード：API から返される各論文や同種の個々の出版物（機関誌の記事や会議の議事録など）のメタデータやメトリクス。

リクエスト：リクエストとは、オペレーションやエンドポイントへのコールのことで、クエリーとみなされるものとみなされないものがあります。

Web of Science : Custom Data Sets

1. ライセンス お客様は、社内の非商業的な目的に限り、以下を行うことができます。

(i) 当社サービスに由来するデータ要素の数値解析や統計解析のためにカスタムデータセットを使用すること。(ii) お客様自身のデータ分析や所有ツールで使用するために、カスタムデータセットをダウンロードすること。(iii) 許可されたユーザーによる検索のためにカスタムデータセットのインデックスを作成し、その検索結果を表示すること。(iv) (i)から(iii)の結果に基づき派生データベースを作成すること。

2. 制限 お客様は、カスタムデータセット又は派生データベースのいずれの部分も配布、サブライセンス又は公開してはなりません。注文書に明記されている場合、お客様は、指定されたプロジェクトのためにのみ、カスタムデータセット及び派生データベースを使用することができます。抄録に関しては、法律や著作権所有者から使用のための適切な権利を得なければなりません。

3. 所有権 カスタムデータセット及び全ての派生データベースは当社の独占的な財産であり、全ての権利は当社が保有します。

Web of Science : Perpetually Licensed Information

お客様は本合意の終了から 30 日間、永久ライセンスされたデータ（当社が指定した形式）の引渡を要求することができます。お客様は、当社が提供又は書面で承認したソフトウェア又はシステムに関連する用途にのみ、永久ライセンスされたデータを使用することができます。お客様が永久ライセンスされたデー

タにアクセスし閲覧することを唯一の目的として、当社がお客様にソフトウェアを提供する場合、(i) お客様は他の目的で当該ソフトウェアを使用してはならず、(ii) 当社は当該ソフトウェアに関して保証、表明又は誓約を行わず、責任を負いません。

Web of Science : Reviewer Recognition

1. 個人データ お客様が著者に関する個人データを提供する場合、当社は、当社のデータ処理に関する追加条件 (<https://clarivate.com/terms-of-business> で入手可能) の条件に基づき当該個人データを処理します。ただし、期間中又は終了後に個人が Web of Science において「オプトイン」を選択した場合又は別途研究者として登録する場合、当社は、ユーザーから得たデータの管理者となります。

2. 査読 ピアレビュー活動は、関連するジャーナルが査読の公開投稿を選択しており、査読者が当社の利用規約に従って、Web of Science にプロフィールを作成し、かつ、ピアレビュー活動の投稿を選択した場合に限り、公に投稿することができます。

3. 倫理 Clarivate は、独立した組織として、いかなるジャーナルの編集管理又は出版社のビジネス慣習にも関与せず、これについて責任を負いません。出版社は、自己の出版実績と倫理的な出版基準へのコンプライアンスについて責任を負っています。ジャーナル又は査読者が当社の品質基準を維持できない場合、倫理基準を遵守しない場合、又は Web of Science 編集者が策定した基準を満たさない場合、Clarivate は自己の裁量により、ピアレビュー活動を削除することができます。

最終更新 : 2023 年 12 月 11 日 (Version 3.7)